

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(11月30日)
(第19号)

第
19
号

11
月
30
日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第19号

○令和5年11月30日（木曜日）

議事日程（第19号）

令和5年11月30日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第83号及び議案第84号
〔提案説明、質疑、委員会付託〕
- 第3 決議案第1号
〔採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第83号及び議案第84号
- 日程第3 決議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 48名
- | | | | |
|---|---|----|----|
| 1 | 番 | 荊原 | 広樹 |
| 2 | 番 | 伊藤 | 雅慶 |
| 3 | 番 | 世古 | 明 |
| 4 | 番 | 龍神 | 啓介 |
| 5 | 番 | 辻内 | 裕也 |

6	番	松	浦	慶	子
7	番	吉	田	紋	華
8	番	芳	野	正	英
9	番	川	口		円
10	番	喜	田	健	児
11	番	中	瀬	信	之
12	番	平	畑		武
13	番	中	瀬	古	初
14	番	廣		耕	太郎
15	番	石	垣	智	矢
16	番	山	崎		博
17	番	野	村	保	夫
18	番	田	中	祐	治
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	下	野	幸	助
23	番	田	中	智	也
24	番	藤	根	正	典
25	番	小	島	智	子
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	野	口		正
30	番	石	田	成	生
31	番	村	林		聡
32	番	小	林	正	人
33	番	谷	川	孝	栄

34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	櫻 井	彰
書 記 (議事課主査)	長谷川	智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子

副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	野 呂 幸 利
総 務 部 長	更 屋 英 洋
政策企画部長	後 田 和 也
地域連携・交通部長	清 水 英 彦
防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枡 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹

代表監査委員
監査委員事務局長

伊藤 隆
三宅 恒之

人事委員会委員
人事委員会事務局長

浅尾 光弘
天野 圭子

選挙管理委員会委員長

中西 正洋

労働委員会事務局長

林 幸喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第83号及び議案第84号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第83号 令和5年度三重県一般会計補正予算（第7号）

決議案第1号

北朝鮮による弾道ミサイル発射等に抗議する決議案
上記提出する。

令和5年11月30日

提 出 者

龍 神 啓 介
辻 内 裕 也
吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之
山 崎 博
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
藤 田 宜 三
村 林 聡
長 田 隆 尚

北朝鮮による弾道ミサイル発射等に抗議する決議案

北朝鮮は、11月21日、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。発射された物の一部は、沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、太平洋上に落下した。昨年以降、北朝鮮は、我が国上空を通過したのも含め、弾道ミサイルをこれまでにない高い頻度で発射している。

今般、再び日本列島上空を通過する形での発射が行われたことは、我が国にとって重大かつ差し迫った脅威であって、国際社会に対する深刻な挑戦である。

また、このような発射は、衛星打ち上げを目的とするものであったとしても、弾道ミサイル技術を使用した発射等を禁止する国連安全保障理事会決議に違反するものでもある。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、度重なる弾道ミサイル技術を使用した発射等について、厳重に抗議し、断固として非難するとともに、関連する国連安全保障理事会決議を遵守し、弾道ミサイル技術を使用した発射等を行わないよう強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。19番 倉本崇弘議員。

〔19番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○19番（倉本崇弘） 皆さん、おはようございます。

桑名市・桑名郡選挙区選出の倉本崇弘でございます。

3期目初めての一般質問ということで、しっかりとやらせていただきたいなと思っておりますが、今回は、県と市町の役割分担について、特に大きなテーマとして質問をさせていただきたい、こんなふうに思っています。

大きく3題を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、議長のお許しをいただきましたので、質問の通告に従いまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初に、人口減少対策についてお伺いしたいと思います。

三重県人口減少対策方針の取りまとめが行われました。

この方針を改めて拝見させていただきますと、残念ながら特に目新しいなというところは感じられるものではなかったなと思っております。ただ、考え

られる対策については、現状、もうやっているということなのかもしれません。つまり、目新しさを求めるということとはなかなか難しく、今までやってきた施策をしっかりと進めていくことに加えて、三重県は南北に長い県でありますので、それぞれの地域の実情に合わせた対策を的確に打っていくということが、私は、今後に向けて重要なのかなと思っています。

今回の質問では、そういった地域差についての視点を中心にお伺いしていきたいと思っています。

三重県は南北に長く、それぞれの実情に合わせた適切な対策というものがが必要です。既に、私の地元でもあります桑名市、木曾岬町においても、人口は減少傾向に転じてきています。三重県人口減少対策方針の中では、三重県の強みの一つとして、大都市のベッドタウンとして位置づけられている、こういった地域でもあります。そういった中、桑名市でも、桑名市移住・定住促進事業補助金などを創設するなど、移住にも力を入れて取り組んでいるところであります。

10年ほど前を考えると、このような変化というのは少し考えづらかった、こんな状況にあるのではないかと思いますし、非常に高い危機感を持って、桑名市としても取り組んでいるということが分かると思います。

しかし、三重県でまとめられました三重県人口減少対策方針の中では、特に社会減対策の中に、桑名市のような県境を接する地域において、住む場所は三重県で、働く場所が県外という方の転出抑制の視点が、私は薄いように感じています。県境を接している地域というのは、他の地域に比べて比較的容易に、働く場と住む場所というのを別々に選択するということが可能です。

県境に近く、大都市に近接している北勢地域、あるいは伊賀・名張地域では、同様の課題を抱えている、私はこのように認識しています。学校を卒業して、県内の自宅から県外の職場に通うというケースが多く見られます。そして、そのような働き方を選択された方の一定数の方々が、確実に、数年後には県外に転出しているという実態が見てとれます。

桑名市を例にとると、相当程度の人が桑名市から名古屋のほうに向けて働

きに行っています。

そういった中で、一定割合の方が、県内の自宅から通っていたが数年後には県外に転出していく。20代、30代の転出というのは、これらの要因も大きくあるのではないかと、このように認識しているところであります。

もちろん、学校を卒業した時点で、県内へ就職してもらうようにアプローチしていくということも重要です。しかし、県外の企業に就職するという選択をした方でも、県内に居住している方が一定数おり、決して小さな数字ではないと私は思っています。この方針の中でも、三重県の強みとして挙げられているベッドタウンというのは、転入の可能性が高いとともに、転出の可能性も非常に高い地域であると言えます。こういった地域の特徴としては、転入と転出のバランスで、例えば桑名市を例に挙げると、桑名市では、これまではそのバランスで転入が上回っていて、さらには自然減も吸収して人口が増加してきた。しかし近年ではその数が逆転して、人口減少に転じているというのが今の実情です。つまり、転入と転出がちょっとした差で、転入超過になる場合もありますし、転出超過にもなるというこういった側面を持った地域であると思っています。

そして、特に県境を接しているこういった地域においては、しっかりと人口流出を止めるということが、人口減少対策に直結していく、私はこのように思っています。

より端的に言えば、転入、転出が多い県境を接している地域において人口流出をしっかりと止めることが、移住促進政策を進めるよりも費用対効果もよく、より効果的であると認識しています。さらに言えば、これらの県境を接している地域においてさらに効率性を求めるのであれば、市町との意思疎通、連携をより密に取ることが、施策の確実なる推進につながっていく、このように思っています。

そこで、まず、県の特に桑名市などの県境を接している地域における人口減少対策をどのように考えているか、お考えをお伺いしたいと思います。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 本県では、毎年4000人前後の転出超過が続いておりまして、その約8割が18歳から29歳の若者となっております。進学や就職を契機とした移動が多いと見られます。

議員からも御指摘がございましたように、こうした若者等の転出を抑え、県内定住につなげていくということが一つの重要なポイントだと考えております。

そのための方策といたしまして、三重県出身者や県内の学校を卒業した方が、県内の企業等に就職していただくことが非常に重要なことだと考えております。

県では、県内外の高等教育機関で卒業を控えた学生に対しまして、就職に関するアンケートを行っておりまして、就職先決定に影響した要素として上位となったもののうち、福利厚生であるとか、あるいは職場の雰囲気がいいところに就職するというような回答もございましたので、そうした環境整備の促進でありますとか、求職者への的確なPRを進めることで、県内企業への就職、さらには県内定住を促進することができるのではないかと考えているところでございます。

今後、企業等と働きやすい職場づくりや労働条件の向上に関する意見交換を行いまして、若者等の県内定住につながる対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、御指摘がございましたように、北勢地域においては名古屋市への転出超過が、伊賀地域では大阪市への転出超過が多くなっていることから、県境にある地域については、近隣の大都市圏、これを意識した対策に取り組む必要があると考えております。

県境に近い地域の場合、県外企業に就職したとしても県内から通勤が可能であることから、例えば、県内の子育て環境でありますとか、教育環境、自然環境の魅力等を知り、居住地としての三重県を選択してもらうことが重要であり、そうした三重の魅力の積極的な情報発信等に、市町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

このように、人口減少の状況は地域によって異なることから、これまでも知事と市町長との意見交換の場でありますとか、みえ人口減少対策連携会議等の場を通じまして、地域の実情に応じた対策を検討しておりまして、引き続き、地域ごとの会議や個別の意見交換の実施等も含めまして、市町と意見交換を行いながら、三重県全体での実効性ある対策でありますとか、地域の実情に応じたような対策の実施につなげてまいりたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

まさに、この地域の実情に合わせた対策というのをしっかりと講じていくことが、私は重要だと思っておりますし、特に、桑名市、伊賀市、名張市などは、どうしても名古屋であったりとか大阪に仕事の場所を求めるケースが多いので、そういった方々へのフォローをしっかりとやっていくということが、私は重要だと思います。これは、全県的な課題ではありませんので、ぜひ地域ごとの取組をしっかりとやっていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、少し個別の課題について議論させていただきたいと思えます。

そこで、まずは、1点目として、公共交通についてお伺いしたいと思います。

先ほど来、お訴え申し上げているように、県境を大都市と接する地域は、ある意味では住む場所の選択を含めて、大きく拠点を変えることなく多様な選択が可能である、こういった地域であります。

県内、県外のいずれの勤務地を選択しても、いや応なく県内に住まなければならないという状況ではなく、県内に住むこともできれば、県外に住むケースというのも選択できる、そういった環境にあるわけでありまして、そうになると、個人の県民の皆さんの満足度というものが非常に重要なところになってくるわけでありまして、特に、20代、30代の若い世代の皆さんというのは、利便性というものを強く求める傾向がある、このように思えます。

大都市部に就職して、三重県にお住まいになっているという、そういった

世代の方々にとって、自分の勤務地と、今現在住んでいる地域の利便性を比較して、その差がどうかというところが私は重要であると思っております、桑名市などを例に取っても、鉄道沿線に住んでいる方というのは非常に少ないわけでありませう。

現実的には、近鉄やJRなどで最寄りの駅まで帰ってきて、そこからバスで帰宅していくという、こういったスタイルを取っている方が大半である。あるいは、御家族の方に駅まで送迎をしてもらっているというのが、これが三重県における標準的なスタイルなんだろうと思っておりますが、じゃ、送迎をもらっている方は、ある程度時間の融通が利くと思いますが、そうではなく、公共交通機関を活用して、バスを活用して通勤している方がどんな不便を感じているかということ、都心部であれば、午後10時、11時、12時になっても、ある程度自宅まで帰ることができるということでありませう。しかし、三重県の自宅に帰ろうと思うと、桑名市ですと大体午後9時ぐらいに出て、桑名駅に10時ぐらいに着いて、そこからバスで帰っていくと、こういった形を取らざるを得ないということで、残業ができないであるとか、あるいは、若い世代の皆さんが会社の近くで同僚と仕事終わりの時間を楽しむといった時間がなかなか取れないということを経由に、県外へ転居していくというケースが多くなってきているのではないかと考えています。あるいは、実質的には通勤にかかっている時間は40分ぐらいとしても、その乗り継ぎ、電車、バスなどを乗り継いで行くとしても、乗り継ぎがよくてそのまま乗ればいいんですが、乗り継ぎの時間があると、あるいは待ち時間があるなどで、結局トータル1時間半とかの時間がかかってくると、これが毎日続くわけでありませう、これが非常に時間的なロスとなって、三重県に住むことがなかなか難しくなるという現状があると思ひます。

また、さらに、状況が悪くなり、バスがなくなってきた、あるいは1時間に1本とか便数が非常に少なくなってくるとすれば、これは人口流出の大きな要因につながっていく、私はこう思ひています。

今、コロナ禍を経て、公共交通機関を維持してもらっている民間事業者に

おいても経営環境、かなり厳しい環境が続いていると私は認識しています。そういった厳しい経営環境の中で、官民一体となった公共交通の維持、そして発展を目指していく必要があると思っております、そのためには、私は、それぞれの路線の収支状況、これを明らかにするように求めていく必要があるのではないか、こう思います。それは、何のために求めていくかという、今の制度でいくと、赤字の路線については、支援するために経営状況がある程度明らかになってくる。しかし、黒字であったりとか、何とかやっている路線については、なかなか市町であったり、県が関与する余地が比較的少ないのではないかと、こう思っております、ただ、そういった路線が、じゃ、将来に向けても安定して維持されていくかという、かなり厳しいところがあると認識しています。そういった経営状況をつまびらかにすることによって、官民一体となった、あるいは地域も巻き込んだ対策が打てる環境が出来上がってくるのではないかと、私はこう思っています。こういった市町、そして県、さらには地域住民と、経営状況の課題について共有をしていくということが、今後の公共交通の維持のためには非常に重要な視点なのではないか、このように思っています。

そこで、今後の公共交通の維持について、県の考え方を伺いたいと思います。

〔清水英彦地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（清水英彦） 公共交通、特にバスの維持と利便性の向上について、お答えさせていただきます。

知事と県民との円卓対話や学生に対するアンケート調査などから、交通の利便性の低さが課題であるとの御意見をいただいております、公共交通を維持し、利便性の向上を図ることは、人口減少対策としても重要であると認識しております。

公共交通の中でも、バス路線は、自家用車を持たない若者や高齢者等の移動を支える重要な役割を果たしており、県が支援を行っている地域間幹線バスについて、現在45路線ございますが、路線ごとの収支状況を基に、国と協

調して運行費の補助を行っております。また、地域内のバスについては、市町が、国の補助制度も活用しながら、維持・確保に努めているところでございます。

バス路線の維持や利便性の向上に当たっては、地域住民の意見や、市町、事業者との連携が重要でありますことから、こうした方々に、県の交通政策の方向性について協議する三重県地域公共交通協議会の構成員として参画いただいているほか、特に、交通事業者においては、市町が実施する実証事業に協力いただくなど、官民一体となって取り組んでおります。また、国や市町、バス事業者で構成する地域別のワーキンググループを県内6地域に設置しまして、利用者の多い区間への集約化や乗り継ぎ環境の改善に向けて、利用者数などのバス路線の情報を共有いただくとともに、見直しの検討などを進めているところでございます。

県としましては、今後、事業者が実証運行として行う増便などの取組に対して支援をできないか検討していきたいと考えております。

人口減少、高齢化が進む中、公共交通を持続可能なものとするには、限られた人員や予算の中で効率的に運行する必要がございますので、引き続き、事業者に情報を共有いただくとともに、ノウハウを活用しながら、国や市町、地域住民と連携して地方の実情に応じた取組を推進してまいります。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

いきなり路線ごとの収支を出せと言っても、そう簡単には出さないと思いますが、コロナ禍において経営が悪化して、そこからなかなか立ち直っていないというのが、公共交通を維持している各社の今の実情だろうと思いますし、その在り方というものを、そもそも抜本的に見直さなければいけない時期に入ってきているんだろうと思います。民間だけで公共交通を維持していくというのは、極めて困難な部分がありますので、ぜひ、いきなりというわけにはいかないんでしょうが、多様な情報を市、町、県で共有して、民間事業者と一体となって公共交通が維持できる、そういった環境づくりに一歩で

も近づけるように、こういった問題はコミュニケーションが非常に大事だと思いますので、粘り強くコミュニケーションを取っていただいて、よりよい形になっていくようにお取組をお願いしたいと思いますし、あわせて、今、御答弁の中では、特に赤字の路線について御答弁をいただいたかと思っています。質問の中でも申し上げましたが、赤字の路線もちろんその赤字を何とかしていく、そして、地域交通を維持していくという視点は非常に重要だと思いますが、今、何とかやっているという路線について、じゃ、放っておいたら、10年後も20年後もその路線が安泰なのかと言えば、決してそうではないと思います。

人口減少であるとか社会環境の変化によって、ますます経営状況が厳しくなる局面があるかもしれない。そういったときに、いち早く対策を打つためには、やはり経営状況は、その関係している自治体、市町、県、そして地域住民の皆さんともある程度その路線ごとにしかりと共有しながら、実はそのバス会社のほうから見ると、こうすることが、この路線を維持することが一番いい形だろうと思っても、地域住民の人にとっては、いやいやそうではなくて、ほかの方法でもいいのでとにかく本数を増やしてほしいんだとか、地域住民の皆さんには地域住民の皆さんのニーズというものがあるんでしょうし、そこをしっかりとすり合わせる必要があると思いますので、いずれにしてもそれぞれの地域でしっかりとコミュニケーションを取る、そのための一つの材料として経営状況がある程度明らかにしていくということ、一つずつ段階を踏んで取り組んでいくべきだろうと私は思いますので、ぜひ、一度御検討いただければと思います。

次に、看護職の確保について、お伺いしたいと思います。

これも、今までと同じく県境を接している地域では、看護職の流出も非常に著しくなっています。人口減少対策の観点からも、県外に流出する人材をしっかりと止めるということは、私は重要だろうと思います。

そこで、看護職の実情について少し皆さんと情報共有をさせていただきたいなと思いますので、ぜひ、この表を御覧いただければと思います。（パネ

ルを示す) これ、看護職の全国平均と三重県の実情というものを示したものでありますが、残念ながら、全国の中で、都道府県単位で35位という確保状況であるということで、こういった実情をまず押さえていただければと思います。

そして、次に、看護職の増加数、(パネルを示す) どういうふうに推移しているかという表であります、数は全体的には増えてきているという状況であります。ですので、対策として全く打っていないということではないけれども、他の都道府県に比べると、その取組状況が甘いと言わざるを得ないというのが実情であるということが分かります。

そして3枚目です。(パネルを示す) これは地域別の看護職の実情を表したものでありますが、特に北勢地域とか、伊賀・名張地域とか、こういった地域が、三重県平均よりも下回っているという実情であります。

その一方で、津であるとか、松阪、こういったところは、県内平均を上回っているということでもあります。つまり、県境を接している地域で人材が流出しているという実情が見てとれます。

そして、最後4枚目ではありますが、(パネルを示す) ここで特に注目してもらいたいのは、一番上の大学の卒業生の県内就業率というところになると、これが66.9%という、こういった数字を示しています。

県内の全看護学校等の県内就業率を見ると、これは76.5%ぐらいですので、そこをさらに下回っているというのが、大学の卒業生の県内就業率ということになりまして、約30%強の学生が県外に流出しているという、こういった実情が見てとれます。

その一方で、じゃ、養成機関の数はどうかというと、看護学校等が数としては18校、卒業生が882人と近隣の他県に比べても、決して育成段階でその体制が見劣りしているという状況ではありません。

課題としては、その育成した人材をしっかりと県内に引き止めていくということが重要であると認識しています。

そのためには、給与を含めて看護職の勤務環境の改善というものが、私は

極めて重要である、このように思っておりますが、そこで、お伺いいたします。

県として看護職の人材流出を抑制することについて、どのように考えているのか、お伺いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 看護職員の県内定着についての御質問をいただきました。

全国の看護職員の就業状況について見てみますと、看護系の大学や養成所の令和4年度卒業生のうち73.5%が同一都道府県内で就業しています。

三重県においては、名古屋圏や大阪圏に近接している地域の県内就業率は全国とほぼ同程度ですけれども、県内全体では、76.5%と全国平均を上回っているところでございます。

看護職員の県内就業率を高めていくことは、医療提供体制を維持していく点から非常に重要です。そのため、県では、中高生を対象に、看護フェスタや看護体験など機会を捉えて県内医療機関の魅力発信を行うほか、県内医療機関等での就業意向を持つ人に対して、看護師等修学資金を活用することにより、卒業後の県内医療機関への就業を促進しています。

また、就業後も県内での就業が維持されるためには、処遇改善や仕事のやりがいの維持・向上が必要です。そのため、県独自の取組である女性が働きやすい医療機関認証制度の活用や院内保育所の運営支援などを通じて、看護職員が安心して働ける環境を整備しています。さらに、認定看護師や特定行為研修修了者等の増加に向けた環境の整備を進めることで、看護の質を追求し、看護職員としてのモチベーション維持や向上につなげていきたいと考えています。

これらの取組により、県内就業率の向上を図っているところですが、現状、新卒の看護職員が一定数、県外に流出しているという状況にはございます。

個人情報等の観点から、個々の就業先の詳細な把握までは困難な状況ですが、引き続き、関係機関との連携を図りつつ、地域ごとの課題にも目を向け

て、どうすればより県内に定着してもらえるような取組が可能か検討してまいりたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

いろいろ御答弁をいただきました。

個人情報等々の関係もあって、なかなか全ての情報がつまびらかにできないという実情を説明いただきましたが、今、実際にやっている対策として、地域医療介護総合確保基金を活用した看護職員の勤務環境改善に向けての取組をかなりの数、やっているとありますが、その取組状況について、少し御説明いただければと思います。

○医療保健部長（小倉康彦） 看護職員の定着促進には勤務環境の改善が非常に重要であるということで、地域医療介護総合確保基金を活用した取組ですが、例えば、先ほど申し上げました女性が働きやすい医療機関認証制度では、これまでに21の医療機関を認証しており、認証に向けた取組を進めていただく中でモチベーションが上がったですとか、離職者が減ったという声も聞いておりますので、これらの好事例の横展開にも取り組んでまいりたいと思っております。また、子育て中の看護職員を支援するために、院内保育所の運営に対する財政的支援、これを令和4年度には、26の施設に行っているところでございます。

基金を活用して、各医療機関が自ら実施する勤務環境の改善に向けた取組に対する補助も行っておりまして、今後さらに、活用を促進するために、国が示しておりますモデルですとか、あるいは他県の活用事例を紹介するなどして、より丁寧に制度を周知してまいりたいと思っております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） いろいろな基金で事業をやっているということとは理解いたしましたし、今、御説明いただいたのは、ソフト事業が多かったのかなと思っておりますが、それぞれの事業でどういった効果が上がって、今後どうしていくのか、ぜひしっかりと検証していただきたいなと思

ます。

今、現在もそれぞれの事業の検証はさせていただいているとは思いますが、現実として、県外流出が続いているという実情には変わりありませんので、そこを止めるだけの実効性のある対策となるよう、ぜひそれぞれの事業、しっかりと検証してもらうことをお願いしたいと思います。

加えて、もう1点、ちょっとお伺いをしたいんですが、今、御説明いただいたのはソフト事業が大半だったように思いますけれども、ナースステーションであったりとか、あるいは、仮眠室であったりとか、こういったハード系の労働環境に直結してくるような、施設面の整備についての支援というのはどのように考えて、どのように実施されているのか、お伺いしたいと思います。

○医療保健部長（小倉康彦） 施設整備に関しまして、仮眠室の設置であるとか休憩室の設置、こういったことにつきましても基金を活用して、あるいは地域医療構想と相まってですけれども、一定の病床数を削減いただいた場合には、その基金を活用できるみたいな制度もございますので、そういった各医療機関等が取り組んでいる状況も少し共有しながら、施設の整備に使えるようなメニューも、もう少し具体的に示していければと思っております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

事前に、基金事業についての一覧表をもらいましたけれども、やはり金額的に少ないであるとか、あと病院全体で、ハード系の事業をしっかりとやって勤務環境を改善してもらいたいということであっても、それは、医師と看護職と一緒にあって、その他の医療職も含めて、一体の事業でやろうとすると、どうしても医師確保の面からも、医師の、特に女性の宿直室とか、そういったところの整備は、もう10年近く前から比較的目標が向けられているように感じますが、それ以外のところというのは、ややおろそかになっているのではないかと私は思います。

これから、そういったところを含めて、病院全体の看護職を含めた勤務環

境の改善というのを、医師だけではなくてしっかりと図っていくことが、しっかりと病院を維持していく、しっかりと医療、看護の質を上げていくということにつながっていくと思いますので、今後ぜひそういった取組を力強く推し進めていただきますことをお願い申し上げ、この質問を終わらせていただきたいと思います。

そして、最後に、これまで人口減少対策について、特に、県境を接している地域の転出についての議論をさせていただきました。

これまで、私も冒頭申し上げましたように、県として、県境を接している地域の転出が多くなることよっての人口減少対策というところの視点がやや弱いように感じておりますので、最後に知事としての今までの議論をお聞きいただいた上での所見をお伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 議員から御指摘をいただきました人口減少対策方針ですが、これ、47都道府県で、三重県は先駆けて、初めてということになるかと思えますけれども、人口減少に特化した対策を8月2日にまとめさせていただいたものでございますが、その役割、私は大きく言うと三つぐらいあるのではないかと考えています。

一つは、市町と、それから県が一体的にやるための端緒というかきっかけになるものであると考えています。こういうものがないと、やろうやろうと言っても何に基づいてやるかって分かりませんので、それが一つ。

二つ目は、市町で、これから恐らく人口減少対策、どうやっていくのかというのは、おっしゃるように市町によって対策が違いますので、まとめていくことになるとは思いますけど、国と地方自治体ではやり方が全然違います。御案内のように、国は、自然減対策というのに力を入れていくと思います。

自治体では、自然減対策と社会減対策、これ、両方やっていかなきゃいけない、特に社会減対策に力を入れていかないかんということになりますけど、市町が、参考にするものがないということではいけませんが、三重県の場合は人口減少対策方針があるので、これを下敷きにしてもらって、市町ごとの違うスパイスを利かせてもらったものをつくっていく、これが二つ目の役割

と思っています。

三つ目は、県の今までやってきた対策、これ、冒頭、議員から御指摘いただきましたけど、大体やってきたものであると、そうなんです。人口減少対策って、これだったらできるというか、これで効果的にやれるんだという目の覚めるような対策はないんです。あつたらどこでもやっていますからと、こういうことなんです。ただ、県の対策、今まで県がやってきた対策を書いてあるだけでもなくて、今までもっとやらなあかんと思ってきたけれども、やっていないものも実はあります。

例えば、高校生で県外に出ていっている人らに対して情報提供を密にやっていくというのは、やろうとしていましたがやれていません。この間の補正予算でお認めいただきましたので、希望する方に対して県の情報をお渡しするという仕組みを、これ、島根県なんかでやっているみたいですね。三重県は今までやっていないので、教育現場に多少の負担はかかるかもしれませんが、なるべくかけないようにしてやっていくというもの。

それから、やってきたんですけど、もっと力を入れてやっていかないかんものもあります。例えば、移住関係とか、そういったものはやっていかないかんと思います。

それから、ジェンダーギャップの解消もそうですね。これは、女性の方々の意見を私も入って聞いているところですし、それから御指摘いただいた交通の関係、これ、円卓対話で話をしていくと、やっぱり交通が弱いよね、だから、三重県に住むのを考えるという若い人たちが非常に多いということがよく分かりました。

昨日も、関西本線、これは、鉄道でありますけれども、関西本線の対策会議を設けて、ほかの地域ではやっていないような鉄道の維持についての議論もしています。その中で、二次交通が大事だよという話があって、議員御指摘のバス交通の議論、これは伊賀市が、これは対策会議をやったからではないかと私は思っていますけれども、二次交通に力を入れようと、実験しようということを昨日表明してくれています。こういうふうに、様々、今まで

県があまりやれていなかったところを人口減少含めて、交通も含めてやっていくというのが重要であると。大都市に隣接している地域については、人口流出のリスクが高いのは御指摘のとおりであります。逆に、大都市から来てもらうということもできやすい地域であります。

例えば、四日市市ですけれども、令和3年から令和4年の社会増減、この数字を見てみますと、東海4県におけます人口30万人の市の中で、四日市市は、令和3年から令和4年ですけど、社会減の人数が最も少ない、増減率0.14%ということでもありますけれども、増減数、絶対数ですと427人、第2位は一宮で432人、第3位は春日井で620人、第3位をかなり離している数字を出しているというのもあります。これ、何でかと調べてみると、北勢で、転入の理由のアンケートをやっていますけど、例えば、通学や通勤に便利であると、名古屋に行く人もいるかもしれません。それから、手頃な価格で戸建てやマンションなんかに住める。伊賀地域では、自然が豊かだということで関西から伊賀にと、こういうことがありますので、こういったところの利点を生かして、多くの方に転入してもらう、そして、転出を抑制していく、こういうことが重要であると思っております。

御指摘いただいた看護職員、これは、やっぱりしっかりと力を入れていかないといけないと思っております。

医療の中でも、特に、現場の中心になるのはやっぱり看護職員ですので、私も看護大学に行きまして、入学式、卒業式、あるいはその講義をやったりとかしておりますけれども、三重県のよさを浸透させるというのも重要ですし、御指摘いただいたように、職場の環境をよくしていく、こういったこともこれから力を入れてやっていきたいと思っております。

いずれにしても、方針に基づきまして、どういう形になるか別ですけれども、これ、今、議論していますが、着実により効果を上げていくようなやり方を考えてまいりたいと思っております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

幾つかまだ言いたいことはありますが、ちょっと時間もありませんので、一つだけ申し上げて次の質問に行きたいと思えます。

知事から、今、看護職員のハード系の事業について労働環境をしっかりと整備していかないといかんということでありますので、ぜひ、次年度に向けて、今年度よりもさらにバージョンアップした形で、労働環境の改善をしていただければと思えます。

そこで、次に、長寿認定こども園についてお伺いしたいと思います。

ここでは、県と市町の役割分担という観点から質問をさせていただきたいと思えます。

園に対する監査などを経て、一定の方針が示されてまいりました。これによって、園側に対する対応というのは、一定区切りががついて、園からの対応待ちという状況になっていると認識しています。

その一方で、桑名市と三重県との関係において、なぜ情報が県に上がってこなかったのかという点は、まだ、解消されていないと私は思っています。

具体的には、今年の3月に桑名市が一報を受け、県に連絡が来たのは4月になってからであります。

桑名市に提出をされました第三者委員会における報告書の中においても、この連絡の遅れというのは指摘されておりまして、これを受けて、桑名市ではガイドライン、マニュアルを作成して対応するという、こういった方針が示され、既にガイドラインを作成されているとお聞きしています。

しかし、県として、なぜ、じゃ、連絡が遅れたのかということが十分に検証されたかというとされていないと思っております、これは、単純な事務的な意思疎通が図れていなかったということではないと私は思っています。

一部から聞こえてくる話によると、私立の認定こども園については、市には権限がないと思っていた職員の方がいるとの話もありますし、仮にそうだとすると、市に権限がないと思っているわけですから、当然、そういった単純な状況であれば、県に情報が上がってくるはずなんですよ。その権限があるのは県であると認識しているわけですから、当然、その情報が上がって

きてしかるべきだったろうと思いますし、それが現実には上がってこなかったということは、ほかの要素があるのではないかと考えています。

例えば、第三者委員会でも指摘されているように、公立重視の考え方であるとか、非常に定員が多い園であるがゆえに、なかなか手がつけられなかったのではないかと、こんな指摘もあるわけでありまして、単純に市において、ガイドライン、マニュアルをつくってもらって、それで解決する問題なのかなと、その根底に一体何ががあるのかということ、もう少しきちんと突き詰めていく必要があると私は思います。

県としてもそこにやるべきことがあると思っていまして、この問題で重要なのは、県と市で役割分担が明確な部分については、これは自分たちの役割であると思っで対応する。しかし、どうしても権限がどちらにあるのか分からない、グレーゾーン的な部分のところに、いろんなそごが生じてくるリスクがあつて、まさにこの長寿認定こども園のことは、そういった隙間のところで起こった事象ではないかと私は思います。

原因についてしっかりと検証して、この桑名市の事案だけでなく、再び同じようなことが起こらないような対策を取るべきだと考えますが、市町との役割分担という観点から、長寿認定こども園の事案における県の取組状況について伺いしたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 桑名市での不適切保育の事案を受けて、今後、どのように市町と連携、役割分担をしていくかについてお答えします。

県では、今回の不適切保育の事案を受けまして、市町への説明会を10月に開催しております。

県と市が合同で実施した特別監査の結果を情報共有するとともに、桑名市のほうからも、市の第三者委員会の提言内容であるとか、例えば、初動対応のやり方等、今後の対応方針について説明していただいたところでございます。また、県からは、子どもの権利擁護の重要性を再認識し、子どもの人権に対する取組を強化するよう改めて要請を行うとともに、市町が不適切な保

育に関する情報を入手した場合は、県への速やかな共有を依頼したところでございます。

現在なんですけど、県内全ての保育施設の職員を対象にした不適切保育の防止に向けた研修会を市町や関係団体とも連携して実施できるよう準備を進めております。

あわせて、令和5年度は、全ての保育所や認定こども園に対して実地監査を実施するとともに監査体制の充実を図るなど、不適切保育の早期発見や早期対応に努めていきたいと思っております。

こうした中で、国におきましても、今後は児童福祉法等を改正し、保育所等の職員による虐待について、発見した人への通報義務を課すなど、制度の見直しが検討されています。

県としましては、このような国の動向を注視しながら、必要な情報を収集し、市町や保育所等と情報共有を図るとともに、適切な運用に向けた支援を行っていききたいと考えています。

今後の取組なんですけど、令和6年度は、引き続き人権保育研修の充実に努めるとともに、新たに、私立保育所等に対して、保育カウンセラーや社会労務士によるアウトリーチでの相談支援を実施するなど、保育の質の向上と職場環境の改善につなげていきたいと思っております。

今後とも、市町と連携しながら不適切保育の再発防止に向けて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

体制づくりについてしっかり取り組んでいただいているということはよく理解できましたし、今後しっかりやっていただければなと思いますが、その一方で、先ほども申し上げましたが、表面上の課題だけじゃなくて心理的な、やはり県任せというか、やや当事者意識が欠けていた部分が、特に公立の保育園、こども園を持っているところについては、どうしても公立重視の考え方というのが根深くて、私立については、いろんな私立の目指すべき姿とい

うものがあるので、過度に介入をすることを嫌ったりとか、そういう目に見えない、制度の中にはなかなか反映しづらい課題があるのではないかと思いますので、ぜひ内部でしっかり検証していただいた上で、そういったところを把握し、実効性のある対策を講じていただければと思います。そして、ついでにというか、加えて、今、冒頭で、私は、市町と県との関係の中で、グレーゾーンみたいなところが必ず出てくるんだという話をさせていただきました。

ひとつそれをお訴えさせていただくためにこの長寿認定こども園のことを質問させていただいたんですが、これは、長寿認定こども園に限らず、そして、桑名市に限らず起こり得ることだろうと思っていまして、例えば、ちょっと一例で、この写真を見ていただければと思うんですが（パネルを示す）、がらっと話は変わるんですけど、これは桑名駅の東口の朝8時ぐらいの様子です。

非常に細い階段があって、この写真の左側がバスと三岐鉄道の降車場になっていまして、そこから、近鉄、JRに乗り換えるために多くの人がこの階段に押し寄せているという写真であります。この階段というのは、実は仮設の階段でありまして、今、桑名駅前というのは、駅の橋上化をして、それが出来上がっている、それが、この写真の上の部分になります。そして、駅前の広場の部分の開発が進んでいないので、仮設の階段が今設置されているという、こういった状況なんですけど、実は、これ、駅前広場の事業が止まっていまして、動いていないんです。数年にわたって仮設の階段が維持されているという状況にあります。

じゃ、昔はどういうふうになっていたのかというと、（パネルを示す）これ、同じところからアクセスする場所なんですけど、二つに分かれた階段が一つあって、写真の左側の真ん中辺りに出ている、あれがバスのロータリーに向けてつながっていたんですね。つまり、それとその隣、小さく写っているビルがあるんですけど、そのビルからも駅に向かって接続できるという、3方向から接続していて、さらに、（パネルを示す）これは、先ほどお見せし

た階段と逆の階段なんです、この階段は非常に広い、これはちゃんとした実際に供用されて、仮設の階段ではなくて最後まで残ってくる、本格的に稼働している階段です。

将来的には、多分こういうふうには、先ほどお見せしたところもなっていくんだろうと思いますが、こういった仮設の状態では延々続いている、じゃ、これ、基本的には開発事業は市の事業なので、県としては何もできないということになるんですが、事業進捗が非常に悪くて遅れているという状況下で、県も補助金の申請であるとか技術的サポートをしているそういった観点から、桑名市とも情報交換をしているわけですので、いろんな機会を通じて、市に対してアドバイスしていくという機会は十分にあると思います。

これ、県には、主たる役割がないからといって、何もやらないということではなくて、県が気づいたところ、県がやれるところがあるのであれば、私は、ぜひ、県としても対応していく、いただくべきだろうと思っておりまして、今後、これも、長寿認定こども園のことだけではなくて、あらゆる事象について、ぜひ関心を持っていただいて、市町とぜひ連携して、より密に取っていただいて、対応していただければと思います。

それでは、最後に、文化活動の維持についてお伺いをしたいと思います。

この時期には、三重県全域で、絵画展、書道展などの展覧会が非常に多くの地域で開催されています。しかし、これらの団体の実情を見てみると、運営主体の高齢化であったりとか、資金難というところで、非常に苦しんでいるというお話を特に最近よくお聞かせいただきます。多分、コロナ禍によって、今まで寄附をいただいていた企業などが、なかなか寄附ができるような状況にはなかった、あるいは、2年間、3年間、イベントをやってこなかったもので、再開してもなかなか再び寄附が集まらないなどの、これは、そのスタッフについても同じ環境にあるんだろうと思いますが、非常に苦しい状況にあるということをお聞きいたします。

文化協会など、ある程度、公益性のあるグループに属している団体についてはいいんですが、企業名であったりとかグループ名とか、そういったもの

が入っている展覧会、展示会等々については、なかなか市町の支援も受けられず開催が危ぶまれている、今後開催ができなくなるんじゃないかということをおっしゃっている、そんな話をよくお聞かせいただきます。

ここに対して、直接補助しろとかそんなことを言うつもりはありませんが、しかし、一定、ルール化して、市町を中心として、何か支援できる枠組みを県としても考えていく必要がある、そういった時期に入ってきているのではないかと思います。

これらの団体というのは、長年、地域の文化活動を支えてきた非常に貴重な団体だと思いますので、これらの団体が潰れることなく、しっかりと維持できるような環境整備について取り組んでいただければなと思いますが、県の考え方をお伺いしたいと思います。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、お答え申し上げます。

本年9月に制定しました三重県文化振興条例におきまして、文化活動を行う個人や団体が自主的かつ意欲的に活動し、その創造性が十分に発揮できるような環境づくりに取り組むこととしております。

現在、県の取組としましては、広域的に活動している県内の文化団体に対し、みえ県民文化祭地域自主プログラムにより補助金を交付することで、自ら企画して行う文化活動を支援しているところです。また、地域で活動している個人の方が、美術作品の発表の場として参加していただけるみえ県展を県民の皆さんの創作意欲が向上することを目的に開催し、多くの応募をいただいているところでございます。

文化活動の支援につきましては、様々御意見をいただいております、現在、条例に基づき、三重県文化振興計画、仮称でございますが、その策定を進めておまして、どのような取組ができるか検討しているところでございます。

その一つとしまして、まずは様々な分野の文化団体等が交流することを通じて、文化活動が活性化するよう文化団体同士の情報交換をする場づくり、

ネットワークづくりを進め、文化団体同士の連携の支援をしていきたいと考えております。また、地域の文化を支えてきた団体等への支援につきましては、今後、そういった実態、課題を把握した上で、県としてどのような支援ができるか、検討してまいりたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
(拍手)

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

早くも今年2回目の一般質問をさせていただきます。

議会制民主主義の中で、県民の代表として選んでいただいた役目の重みを感じておりますが、しっかり果たしていきたいと思っております。

今回、二つのテーマで、3項目について質問いたします。

30分間ですので、どうか簡潔で明瞭な御答弁の御協力をお願いしたいと

思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

さて、早速、1問目に入ります。

一つ目のテーマ、三重県内でのPFAS等有機フッ素化合物環境汚染の実態把握と今後の対応についてです。

PFASと呼ばれる有機フッ素化合物による環境汚染が今、全国で問題となっております。環境省も、2019年から調査を行っていたり、各地の市民団体の調査により、全国の実態が明らかになってきております。三重県でも、四日市市や桑名市で、国の暫定目標値を上回るPFASとPFOAの合算濃度の値が検出されております。

そこで、早速伺います。

三重県として、PFASは人体や環境にどのように影響する物質として認識されているのか、また、県内市町の各調査結果など情報共有や連携はどのように行われているのか、そして、県内の汚染源特定に向けた動きはどのようにしていくのか、お聞かせください。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） 有機フッ素化合物の一種であるPFASには1万種類以上の物質がありまして、その中でもPFOS、PFOAは、界面活性剤や泡消火剤などこれまで幅広い用途で使用されてきたところ です。

これらの物質は、人の健康への関連が報告されておりますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、確定的な知見が現在はない状況でございます。

なお、国内では、PFOSは平成22年から、PFOAは令和3年から製造、輸入等が原則禁止されております。

国の動きなんですけれども、環境省は、令和5年1月から、PFASに対する専門家会議を開催しておりまして、厚生労働省と連携し、国内外の最新の科学的知見ですとか、国内での検出状況の収集、評価を行い、暫定的な目

標値の取扱いと総合的な対応策について検討しているところです。

7月には、PFASに関する今後の対応の方向性が取りまとめられまして、その中で幅広い地域における調査の実施や調査結果の共有など、環境モニタリングの強化が示されているところでございます。

県内では、議員も御紹介いただきましたけれども、令和元年に環境省が行った概況調査において、四日市市内の河川で、PFOS及びPFOAの合算値が環境省の定める暫定的な指針値を超過した事例がございまして、四日市市が継続して調査を行っていらっしゃいます。

また、水道事業者である桑名市の自主調査においても、一部の給水栓から、厚生労働省の定める暫定的な目標値を超えて検出された事例がありましたが、既に桑名市によって対策が講じられているところでございます。

県としまして、このPFASについて県民の皆様の関心が高まっているものと認識しておりまして、国の専門家会議の示す方向性に沿いまして、国や市町と情報共有しつつ、県内の幅広い地域において河川等での実態把握に努めてまいります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 四日市市や、桑名市の事例もしっかりと把握していただいているということですが、改めて、PFASに関して、様々ネットでも情報が拾えますし、書籍だったりで情報を調べて、集めたものをこのパネルにまとめてみました。（パネルを示す）把握されていた点としては、PFASは幅広い用途に使われているというところはおっしゃっていたんですけども、そのほかにも重要な事項がたくさんありまして、PFASというのは、永遠の化学物質と呼ばれるくらい自然環境の中で分解されない、そういったことが問題になっております。

人体に蓄積しやすく、発がん性や、胎児や子どもの発育など様々な健康の影響が指摘されており、ストックホルム条約でそれぞれ廃絶、使用・製造の禁止が決められております。

アメリカでも、工場などでこういったPFASが大量に使われて、それが

河川に流出し、それを飲んだ地域住民に健康被害が出たと、アメリカは、国として、疾患だったりその発がん性を認定しているということになります。

先ほどの御答弁の中では、確定的な健康への、人体への影響などは、それほど把握されていないということだったように感じましたけれども、こういった重大な健康被害がアメリカでは認められている。そして、その国際的な条約にも上がってきている物質ですと、県の現時点での認識は甘いのではないかと言うほかないかなと思います。国際的に関心も高まっているものですし、国の情報を待っているよりも、積極的に県として情報を把握していただきたいなと改めて感じました。

そして、四日市市の状況なんですけれども、（パネルを示す）四日市市では市民団体が河川の濃度を調査しまして、先ほど厚生労働省の暫定目標値に関しての言及があったと思いますけれども、PFOSとPFOAを合わせて、1リットル当たり50ナノグラムというものが暫定目標値になっております。確かに、どの濃度で健康被害を及ぼすということは、国でも確定されていないんですけれども、先ほど示したパネルの中では、2023年、アメリカの環境保護庁では、法的拘束力のある飲み水規制値としては合算値4ナノグラム・パー・リットルと、この50ナノグラム・パー・リットルより大変厳しい値となっている状況があります。

そして、黄色く印をしたところ、下から2番目に関しましては、PFOSとPFOA合わせて400ナノグラム・パー・リットル以上の濃度が出ております。ここは、やはり重点的に把握していただく必要があると思いますし、県としてもしっかりと実態把握をお願いしたいなと思います。

全国的にも問題となっていると先ほど述べましたけれども、東京都や沖縄県、大阪府など、自衛隊の周辺や工場が汚染源と考えられる事例が大きな問題となっています。自然では分解されず、どんどん蓄積していくということが重要な点なんだとさっきも述べたんですけれども、三重県は歴史的にも、四日市公害という環境汚染が人体へ甚大な被害を起した事例もありますし、やはりここは予防原則に立って、しっかりと汚染源の特定や、継続した調査

などで対応していくべきではないでしょうか。

そこで、再び伺いたいんですけども、県として、PFOSやPFOAの調査分析は、物理的、技術的には可能なのでしょうか、伺います。

○環境生活部環境共生局長（柁屋典子） 県の研究機関で独自に分析できるという能力は、残念ながら、現在のところ持ってございませんので、もし、来年度以降、河川等で検査をするときにも、外部で分析をお願いすることになるかと思っております。

以上です。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 伺いました。

三重県の環境保全事業団のホームページには、PFOS及びPFOAの調査分析の御案内という一般向けの公開している情報がありますので、そちらが外部の委託という形になるかとは思いますが、そのページには、豊富な分析実績を誇っているなど宣伝がございましたので、ぜひそういった技術を活用して、実態把握のために、県でも調査を行っていただきたいと申し上げ、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

続きまして、二つ目のテーマ、実効性あるジェンダー平等施策のためにということになります。

今年、県は、三重県人口減少対策方針を策定しました。

その中で、対策のキーワードとして最も重要なものが、ジェンダーギャップの解消と、知事から何度も伺っております。事実として、皆さん御存じのように、日本のジェンダーギャップ指数は、2023年では146か国中125位、特に政治においては、世界最低クラスの138位となっており、つまり社会の仕組みに関する重要な意思決定の場面においては、男性が多くを占めているということでもあります。

この傾向は、やはり三重県でも同じでして、（パネルを示す）こちらは後で詳しく触れるんですけども、都道府県版ジェンダーギャップ指数、こちらでも行政の分野、順位としては9位なんですけれども、1に近づくほど平

等である数値を見てみますと、経済は46位の0.3、行政は0.2台、0.29となっております。経済よりも深刻なジェンダーギャップがあるという状況があります。

二つ目の質問項目、若者・現役世代の実態や声に寄り添った観点から年間3000万円の「みえの出逢い支援事業」の是非についてに入ります。

私自身もこれまで、度々議会で取り上げさせていただきましたけれども、改めてその予算について、推移の表をつくらせていただきました。（パネルを示す）下にある水色の部分は、みえ出逢いサポートセンターの運営費ですが、令和5年度、大きな増額をしております、重点事業で新たにマッチング支援事業の開始準備、人件費などがあると伺っております。このみえの出逢い支援事業を継続する理由として執行部などから伺っているものは、県の事業ということで信頼感が出る、また、結婚をしない理由に出会いが少ないから、そういったところへの結婚を希望する人への支援ということを繰り返し伺ってきましたけれども、この間、行政が取り組む出会い、結婚支援事業、いわゆる官製婚活についてどう思うか、身近な若者や、また、シングルで生活されている現役世代の方々に、街頭でアンケートをして多くの方に意見を伺いました。

そして、正直、もう本当に、これをやってほしいという意見は聞かなかつたんですね。行政が、出会いや結婚を支援することについて聞いた声を紹介いたします。

例えば、行政にやってほしいのは、本当、そこじゃないと思う。減税とか、学費の値下げ、奨学金の支援とかやってほしい。ほかにも、余計なお世話だとか、シンプルにちょっと気持ち悪いです。こんな意見までありました。街頭で直接聞いた意見です。

また、世の中には、離婚してシングルの方、同性婚ができず苦しんでいる方々、法律婚をしない選択をしている方たちもいます。

県が出会い結婚支援の広告をする際には、そういう方にも向かって発信をしているということになりますよね。

みえの出逢い支援事業はたくさんのところに広告されている様子が見られます。駅の改札だったり、各種のSNS、ブログ記事、あとは県政だよりなど、積極的に広報されている様子を見たんですけれども、そうやっていや応なく目に入ってくる結婚や出産への圧力というメッセージを受け取り続けることこそ、こんな地方から出ていきたいという思いを増長させていると感じています。また、そういう声も伺っています。また、さらにこの事業は、人口減少対策課だったり少子化対策課の管轄となっていますし、こういった人生における重要な事項の選択に、結婚、出産する当事者がほほえない行政や政治の場所で、そういった組織が事業を組み立てたり施策を決めて実行している、そして介入してくるとするのは、やはり性と生殖の権利だったり、自己決定権など、生きる上での権利侵害と言わざるを得ないと考えております。

以前、私は結婚ハラスメントという言い方をしましたけれども、結婚を希望する人への支援というのは、やっぱり当事者から出たものではないですし、押しつけがましいと言わざるを得ないと思います。

そこで、知事に伺います。

これまでも述べてきた若者や現役世代の声、実態を踏まえて、それでも来年度もこの官製婚活を続けていくことが適切であるとお考えなのでしょうか。そして、押しつけにならないように配慮したとか、結婚を希望する人への支援、というのはたくさん伺ってききましたので、どうかそれ以外のお言葉を聞かせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ジェンダー平等を進めていくためには、あるいは、若者が生きやすい社会をつくっていくためには、いろんな施策を総合的に進めていく必要があると思います。

若い人への経済的な支援もそうだと思いますし、あるいは出会いの場を求める人に対してそういった場を提供していくこと、どれか一つに特化するんじゃないなくて、いろんなことをしっかりとやっていくのが行政の重要な役目であると思っています。

三重県の50歳のときの未婚の割合は、上昇し続けています。2020年の国勢調査においては、男性が25.1%未婚、女性が13.6%未婚という数字であります。これが1990年、平成2年ですが、そのときの調査によると男性は未婚であったのは3.9%、女性は3.1%、ですから、未婚の割合が大幅に増えております。

そして、令和5年のみえ県民1万人アンケートでは、未婚の方のうち、「いずれ結婚するつもり」と回答した方は52.3%と、半数以上となっております。特に18歳から20歳代の若者に限りまして80%が「いずれ結婚するつもり」となっています。現在、結婚していない理由というのも聞いています。1位は、49.2%で「出会いの機会がない」、2位は、38.5%で「理想の相手に出会えていない」ということであります。これは、数字が示している結果でございます。

都道府県知事会議でも、私は、他県の知事と直接話して状況を聞いていますけれども、結婚支援の取組は全ての都道府県でやっている。マッチングシステムを導入してやっているのは、33都府県、例えば、全国知事会で茨城県の取組については、すばらしいということで称揚されたわけですけど、茨城県は、AIを活用して独自のマッチングシステムを令和3年4月から導入して、導入した後、2年間で91組が成婚している、結婚されたという実績を上げておられるということでした。また、京都府につきましても、スポーツ観戦と組み合わせた婚活イベントを実施したり、あるいは、お寺に男女が一緒に行って婚活イベントをやる、その場に知事が行かれてイベントに参加するというのもされていると聞きました。参加者の約4割にカップルが成立しているというイベントもあるというお話でございました。

みえの縁むすび地域サポーターは、本年度から始めている事業ですが、いろいろな方が参加していただいて、ボランティアで引き合わせをやっていただいております。62名の方が登録していただき、活躍していただいております。

また、この制度を利用したいという当事者の方ですけど、2か月間の募集

期間で募集いたしました。現在、238名の方から応募いただいていると、一部の地域につきましては、2か月間の時間を待つまでもなく1か月半ぐらいで、もう予定していた数の方が応募されたということで、締切りを繰り上げたということもあります。

希望されておられる方に、私どもが機会を提供していくというのは、行政の重要な役割であると思います。ただ、事業の実施に当たりましては、人権とかプライバシーに十分配慮する、これは重要なことであると思います。

そういった形で、今後もこの対応を進めていきたいと考えているところでございます。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 若者や現役世代の声を、実態を踏まえていただけていないというのが正直な感想です。

やっぱり行政はどうしますという、そっちの主語でしか語られなかったなと思いました。

本当に、やっぱりこういうところで若者、現役世代と行政が擦れ違っているということで、行政への期待感だったり信頼感が失われているなということ、改めて感じました。

これからの未来を担う世代に大切な、必要な施策、いろんなことをやっていくと知事はおっしゃいましたけど、確かにたくさんあると思います。100個ぐらいあるかもしれないんですけど、そういうのをいろいろすっ飛ばして出会いや結婚の支援を行うというずれを、改めて強く指摘していきたいと思います。そういうふうには、たくさん行政にやってほしい支援と若者、現役世代が考えるものの中で、やはり賃上げということが大きくなっていますし、国会でも昨今、たくさん議論されているところだと思います。

そして、次の質問に移ります。

三つ目、三重県職員の男女賃金格差が全国でワースト1位、その実態把握と、処遇改善方針についてに移ります。

（パネルを示す）ジェンダーギャップの解消を目指す根拠となったものが、

こちらのデータと伺いました。都道府県版ジェンダーギャップ指数というデータになります。

経済よりも行政というところで、三重県が本当にジェンダー平等になっていないよということも以前指摘させていただきましたけれども、そして、その各県が公表している県職員の給与、男女賃金格差の公表をまとめた調査、(パネルを示す)こちらになります、三重県職員の男女賃金格差、女性の給与は何と男性の給与の66%程度というデータがあります。

全職員なので様々な要素が絡んでいるというのは、私も把握しているんですけども、さらに詳細な内訳のデータもいただきまして、知事部局になるんですけども、常勤職員の男女比はおよそ男性が7、女性が3、会計年度任用職員になると、行政事務支援員ですけども、それが逆転して、男性が3、女性が7という割合になります。このような正規職員と、いわゆる非正規の比率は、国家公務員とかでもそうですし、日本全国、都道府県を集めた傾向もこれは全く同じふうになっているんです。

そして、まず、ここで執行部のほうに伺いたいと思いますが、このような結果がある中で、この賃金格差ワースト1位の実態の原因をどう分析されているのか。そして、この格差の是正には、会計年度任用職員の処遇改善や、常勤職員の女性管理職を増やすことなどが必要だと考えられますけれども、どのように取り組んでいく方針をお持ちなのか、お聞かせください。

[更屋英洋総務部長登壇]

○総務部長(更屋英洋) それでは、職員の男女の賃金の差の分析と取組についてお答えいたします。

公表しています数値につきましては、1年間で支給された給料や手当を対象に、男性の平均給与に対する女性の平均給与の割合を示しております。

三重県では、任期の定めのない常勤職員では87.8%で、全都道府県中24位でしたが、非常勤職員を含めた全職員では65.6%となり、全都道府県中47位となっています。

職員の給与は、職務と責任に応じて支給されるものであり、常勤職員、非

常勤職員にかかわらず、性別によって何らかの差を設けているものではありません。男女の給与差が生じた要因を分析したところ、大きな要因としては、50代前半では女性の割合がおよそ20%と少ないことから、管理職に男性が多く、男性の平均給与を引き上げています。加えて、非常勤である会計年度任用職員において女性の割合が高くなっていることも影響しております。

県では女性職員の管理職登用に積極的に取り組んでおり、令和5年度の管理職に占める女性職員の割合は、5年前の平成30年度と比較すると4.3ポイント増加し、14.4%となっています。また、職員に占める女性の割合は年々増加しており、40代前半の職員に占める女性の割合はおよそ35%、30歳以下では、既に40%を超えています。このことから、今後、管理職に占める女性職員の割合が高くなり、平均給与が上がっていくものと考えています。

会計年度任用職員の報酬や手当については、国の非常勤職員と同様、常勤職員に準じて制度設計を行っており、勤務条件や職責等に応じて条例に基づき設定しております。今年度は常勤職員同様、令和5年12月の期末手当の支給割合を100分の5引き上げるとともに、報酬の改定時期についても、国の取扱い等を踏まえ、常勤職員に準じて、4月に遡及して引き上げたいと考えています。さらに、令和6年度からは新たに勤勉手当を支給したいと考えています。

繰り返しになりますが、職員の給与は、職務と責任に応じて支給されるものであり、性別による差はありませんが、性別の区別なく、誰もが働きやすい職場環境をつくるのが大切と考えています。働きやすい職場環境づくりには、仕事と家庭との両立支援が重要な要素であることから、今後も引き続き両立支援のための制度の充実と、職員同士がサポートし合う職場づくりに取り組んでまいります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁ありがとうございます。

職務の責任によって賃金が分けられており、また、内訳には男性と女性とで直接、区別しているわけではないと伺いましたけれども、当然、そうだと

思います。ですけれども、その裏にどういった状況があるかというのは、性別役割分担意識という言葉があるように、男性は働いて家族をお金で支え、女性は家庭にいて、ケア労働、育児、家事を主に支えるというものが、今では改善してきてはいますけれども、まだ、それは堅く残っておりまして、その強さが日本のこのジェンダーギャップが世界でも大きいと言われているゆえんになっているんですね。

なので、生活する上で、育児や家事、介護などケア役割が女性に多く課せられているからこそ、生き方や職業の選択にまで影響を及ぼしてフルタイムでは働けない、正規職員としては働けないという状況が作り出されているんですよ。そういうふうに性別役割分業がある、（パネルを示す）そしてこれは日本のジェンダー不平等がいかに世界の中でも異常なものかということものをまとめたグラフになりますけれども、そこにある実態を、制度的に改革してきていないからこそ、こういうようになっておりますし、非正規雇用者は、この30年来、人件費を抑制するためとしてどんどんどんどん増やされてきました。そういう中で、やっぱり行政ができること、ジェンダーギャップを解消するためには、構造的に改善していくことが一番大事なのではないかと思えます。

（パネルを示す）総務部のほうにいただいた資料なんですけれども、会計年度任用職員の皆さんですと、これは男女別の年齢分布になるんですけれども、男性は60代以上が多く、女性は、四、五十代が6割という値になっています。

ジェンダー平等が達成されていなければ、誰もが真に自分らしく生きるということは不可能ですので、それが抜け落ちたままジェンダーギャップの解消という言葉が独り歩きしては、やっている感だけになってしまうと思います。

「個人的なことは政治的なこと」という言葉があるように、こういう小さい意識が積み重なってこういうふうにデータに出てきているわけですから、そこを正面から捉えて、やはり会計年度任用職員で働かれている方たちは、

とつても経験も多いんですけれども、会計年度任用職員になったことによって3年間で更新されなければいけない。そういうことで、3年でいつ首を切られるか分からないというのが本当にすごく不安だという声をたくさん聞いてきました。そういう不安定な雇用がたくさん女性に押しつけられている、そういう状況をしっかりと把握していただくことも必要ですし、また、今度改正される賃金というのは、正規職員の方に準じて会計年度任用職員の方も上がるということなんですけれども、やはり、それだと全然ギャップが埋まらないままだと思います。会計年度任用職員の方たちの抜本的な賃上げも必要だと思います。

行政にしかできないことをぜひやっていただきたいと思います。ぜひとも実効性のあるジェンダーギャップの解消に向けて取り組む姿勢を示していただきたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） こんにちは。公明党、四日市市選挙区選出の山内道明でございます。

30分で四つ聞かせていただきたいと思いますので、早速、質問に入らせていただきます。

物価やエネルギー価格高騰対策として、これまで補正予算で支援をいただいております。しかしながら、特に障がい者支援施設の経営がまだまだ厳しいとの現場の声をいただきます。報道でもそのような記事が見られます。職員数を削減しているところも少なからずあるということです。こういった現状から、給付など一時的な支援とは別に、継続性のある支援も今後必要だと思われれます。

その一つとして省エネルギー化がありますが、今回の12月補正予算へ時宜を得て計上いただいております。省エネ家電の購入促進、こういったものとともに、特に、県では、県有施設に積極的に設置推進をしている太陽光発電

による再生可能エネルギー導入は、環境的な側面にとどまらず経済的な側面においても大いに貢献するものです。

しかしながら、こういった再生可能エネルギー、十分に導入できる企業、事業者はまだまだ限られております。SDGs 目標7では、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」とあるように、社会的に弱い立場の皆さんや経済的に厳しい立場の皆さんを置き去りにすることなく、誰もがグリーンエネルギーの利用による快適な生活を享受できるよう、導入促進の考え方がこれからは重要だと思います。

経営の厳しい分野とされる障がい者の施設においては、太陽光パネルの設置などグリーンエネルギー導入は容易ではありません。エネルギーの価格が高騰している今、県として、継続性のある支援という視点から、社会福祉施設等への再生可能エネルギー導入促進につながる取組について教えてください。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） それでは、お答えいたします。

県では、令和5年3月に三重県地球温暖化対策総合計画を改定し、2030年度における県域の温室効果ガス、総排出量を2013年度比で47%削減する目標を掲げ、様々な取組を行っているところでございます。

中でも、温室効果ガスの排出削減には再生可能エネルギーの普及が重要であることから、新たな開発を伴わずに設置を進められる工場、事業所、住宅の屋根等への自家消費型太陽光発電設備の導入促進に取り組んでいるところでございます。

障がい者支援施設等の社会福祉施設においても御活用いただける導入促進策としまして、今年度から、太陽光発電設備や蓄電池を一括して発注することによるスケールメリットを生かしまして、価格低減を図る太陽光発電設備等共同購入事業を実施しております。また、国の交付金も活用しまして、事業者に対して必要な経費の一部を補助する太陽光発電設備等設置費補助事業も実施しております。この補助事業につきましては、今年度、障がい者支援

施設からの申請はなかったんですけども、社会福祉施設 1 件を含めて10件の申請をいただいたところでございます。

太陽光発電設備等を導入することは、温室効果ガスの排出削減だけでなく、エネルギー価格高騰や災害時の電源確保への対応にも有効であることから、来年度もこれらの事業を実施したいと検討しているところでございます。

社会的に弱い立場と議員がおっしゃいましたが、事業実施の際には、そういった障がい者支援施設等、社会福祉施設を含めた幅広い分野で御活用いただけるように、ホームページですとかイベント、各種団体等を通じ、より一層周知に努めてまいりたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

一通り答弁をいただきまして、そういった視点をしっかり持っていただくということでありました。また、災害時にも有効であるということも認識をいただいております。設置費用も過去に比べて、かなりコストが安くなってきておりますが、もう一歩だと思っております。

障がい者支援施設は一件もなかったということでもありますけれども、ぜひ周知していただきたいと思っておりますが、その上で、子ども・福祉部のほうにおかれましても、障がい者支援施設に太陽光パネルを設置しようとするどんな方法があるのかといったところも、広く社会から支援いただきやすいような事業も念頭に、ぜひ、今後検討いただきたいと思っています。

国土交通省では、今年度、こどもエコすまい支援事業があります。こちらは、若者支援と脱炭素ということです。

少し参考ですが、（パネルを示す）ダイバーシティみえ推進方針の14ページをちょっと抜粋させていただきまして、ダイバーシティの視点からも、みんなができるという発想を持つことが大切であると、また、欄外、ちょっとちっちゃくて見にくいんですけども、障がい者は、インクルーシブデザインにおいては、未来を見せてくれる人と紹介されています。人の足元を照らせば自分自身の足元も明るくなるのは必然です。

脱炭素への関心が高まる中、誰もがクリーンエネルギーによって豊かで快適な生活が享受できるような社会の構築が期待されます。SDGsのゴールであります2030年まであと7年ということで半分経過しました。こういった中で行動が加速される中、市民社会のほうからは、人権の重要性であるとか格差根絶、こういったところが重要だということで指摘されています。こういった考え方を大切に、また推進をいただきたいと思います。

続いての質問です。

先ほど少し述べましたが、障がい者施設の経営が厳しい、職員数を削減せざるを得ないとの現状があります。

このような中、県内施設において、障がい者への虐待事案が発生し、報道されておりました。

当該事案の加害者は退職されたと聞いております。職場では中心的な存在であったとも伺いました。残念でございます。

様々な要因があると思いますが、人材不足とともに、強度行動障がいに対する職場、社会の理解がまだまだ不足している、こういったところも影響していると感じています。

強度行動障がいとは、重度の知的障がいに伴う自閉症の人などに見られ、自傷行為や暴力、物を壊すといった行動が頻繁に発生するものであり、後天的に基本的には生じるもので、適切な支援をすれば和らぐとされています。全国で約7万人が障がい福祉サービスの支援を受けています。しかしながら、対応は難しく、その分虐待リスクが高く、国のほうではいよいよ本格的な支援の強化に乗り出しています。

こちらの資料を少し御覧ください。（パネルを示す）地域支援体制に関する報告書ということです。

当事者とその家族を地域で支える地域支援体制の構築が検討されておりますが、特に孤立しがちな当事者とその家族、また、施設職員を支えることが重要であるとされています。

三重県においても、虐待の未然防止につながる強度行動障がいへの支援強

化をぜひ進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 強度行動障がいへの支援にどう取り組んでいくのかについてお答えします。

議員から御紹介のあったように、強度行動障がいのある方については、障がい特性に応じた生活環境や関わりが適切に提供されないと強いストレスを感じて、それが積み重なることで、自傷や他害といった危険な行動が現れ、特別に配慮された対応が必要になってきます。

障がい者福祉施設の現場では、強度行動障がいのある方の状況が悪化すると職員が対応に追われて疲弊してしまい、最悪の場合、虐待行為に至る事態も発生しております。

このため、県では、強度行動障がいのある方に対して、施設等の職員が適切な支援が行えるよう県の指定事業者によりまして、専門的な知識や支援技術を習得するための研修を実施してきたところでございます。

今後の対応ですが、令和6年度は、新たに施設等における支援力のさらなる向上に向けまして、強度行動障がいに対する専門的な指導や助言ができる人材を一定期間施設に集中的に派遣して、職員と共に当事者への支援を行う取組について、今、検討しているところでございます。

県としては、こうした取組によりまして、強度行動障がいのある方への実践的な支援スキルを持つ人材を育成し、当事者の安定した生活や施設等の職員の負担軽減、さらには、虐待の未然防止につなげていきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

国のほうと呼応する形で、県のほうでもしっかりと検討いただいているということがよく分かってまいりました。しっかりとぜひ取り組んでいただきたいと思います。その中で、厚生労働省の報告書でも、職員が孤立しないように支援をチームで行っていくことを基本としていると、また、生活が

難しくなった場合の集中的支援の仕組みも導入されていくと、子どもの頃からの予防的支援の必要性もしっかりと明記されていると聞いております。

先日、複数の障がい者施設から支援を断られた強度行動障がいの方、もう行き先がないと、そういった方を受け入れているという施設の方の講演会がありましたので拝聴させていただきました。利用者の方の依頼を絶対に断らないことがモットーだということをおっしゃってございました。いわく、虐待の未然防止には、職場の空気感が非常に重要であるということでした。

職員のスキルアップをしていくためには、必然的に多くの失敗もつきものなんですね。こういった失敗の権利を奪ってしまうようなという言い方をされておりましたけれども、そういった空気感が職場にあると、なかなか職員が育たないと、虐待の未然防止につながらないと、こういったことをおっしゃってございまして、私は最大限に納得する内容でございました。

また、今、四日市市のほうでも、複数の施設利用を断られた強度行動障がいの方の受入れに積極的な事業者が出てきていただいております。

適切な支援によって、グループホームで生活することがその後できていると、御家族の方から大変喜んでいただいておりますが、こういった、今、育ち始めている地域の力をしっかりと育て上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、三つ目の質問にまいります。

こちら、何度も取り上げている質問でございまして、本年3月の予算決算常任委員会の総括質疑でも取り上げさせていただきました。待ったなしという思いで、今回もう一度取り上げさせていただきます。

発達障がい児の支援充実に向けた地域診療機能の情報発信とネットワークづくりについてであります。

発達支援の必要な子どもの割合が、右肩上がりが増加しているのは皆さんも御承知のとおりかと思えます。ここで改めて、子どもの発達障がいに関わる社会的リスクについて少し確認させていただきます。

まず、経済的に厳しい家庭において、子どもに発達障がいがある割合が高

くなっています。これは、過去に県が行った独自の実態調査からも分かっております。ゆえに、社会から孤立するリスクが高い。結果、SOSを発することが困難であり、当然、虐待リスクも心配です。不登校に至るケースも多い。不登校の相談を受けますと、多くが、発達障がい理由の場合が実は多いです。

実は、今回、この1週間で3件ほど発達障がいに関わる事案の相談をいただきましたが、その全てが、当事者のお母さん、お父さんではなくて、周囲の方が見かねて相談をしてくださったと、こういった実態があることが前提であります。また、専門医療へのアプローチについて、子ども心身発達医療センターへの受診待ちは現状長く、その間の不安感は、その後長きにわたってトラウマになってまいります。また、県内各地、北勢地域からも距離が遠い、障がい児と保護者にとって非常に負担が大きい。15分前後の定期健診に往復2時間以上かかるのは負担感も非常に大きい、何年も通院するケースもあります。大人が2人ついていないと危険なケースが多いんです。

また、特に強調させていただきたいのは、子どもの障がいはどんな障がいであれ、疑いを感じたときに、親は治るものであれば治したいと、そういった一心なんですね。私もそうでした。だから、医療機関への受診は必須です。これは相談窓口では解決がなかなか難しい部分なのかもしれません。医療機関への受診を通じて、子どもの障がいを少しずつ受け入れていきます。その後、障がいに向き合っていく覚悟につながっていくんだと思います。

医療機関への受診は、言わばスタートです。全ての方が、そうではないかもしれませんが、ここを深く御理解いただきたいと思います。その上で、支援を受けるために、診断書や意見書が必要であれば、医療機関を受診することになります。

このような中、県のほうでは、しっかりとこれまでも向き合っていたいただいておまして、令和2年度、少し古い情報ですが、（パネルを示す）発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業に取り組んでいただいております。支援の遅れは、二次障がいの発生のおそれがあるとも懸念いただいております。

す。コロナ禍を経て現在少し形を変えて進めていただいていると聞いております。子ども心身発達医療センターを中心に、多くの関係者に御協力いただいて、最大限に感謝しております。

この事業において、対策1、地域で初診診察を行う医師の養成については、連続講座を開催して大きな成果が出ていると、これまでも伺っています。連続講座を受講された医師らの延べ人数、570名を既に超えているということで、就労された医師の数は五十数名と関係者から聞いております。しかし、公表されている医師の数が若干名であります。

四日市市のこども発達支援課に聞いてみますと、公表されていない医師の情報は、実は、業務上知り得ることがあると。しかしながら、開示はできない、相談があった保護者に伝えることができないことがジレンマであると聞きました。

でも、現場では、実際に診察していただいている医師がいらっしゃいます。ネットワークの構築まで、もう一步のところまでと言えるのかなと感じております。こういった医療機関、特に医師に直接お願いをして、場合によっては頼み込んででもこのネットワークに参入いただく努力、もう一步必要かなと、また、そして、そのための環境整備もまた必要のかなと思っております。

子ども心身発達医療センターの受診待ちを早期に改善し、保護者の不安を解消していただきたい。地域の医師による受診を保護者は強く求めております。

こういった保護者らの期待に、今こそ応えるべきだと思いますが、ネットワーク構築に向けた取組と部長の決意を、ぜひ、お聞かせいただきたいと思っております。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 発達障がい児の支援に向けて、地域のネットワークをどうつくっていくのか、それについてお答えします。

議員からも紹介があったように、発達障がいに対する医療ニーズが年々高

まっております。こういったニーズに県の子ども心身発達医療センターだけで対応するのは難しいため、身近な地域において、発達障がいの診療を行う地域の医療機関を確保していくことが必要であると私どもも考えております。

そのために、児童精神科医以外の医師が発達障がいの診療を行うことができるように、令和2年度から、小児科医等を対象にした発達障がい連続講座をこれまで11回開催しておりまして、延べで、議員からもあったように、573名の方が参加していただいております。

令和2年度は5回やったんですけど、それが終わった時点で参加した医師にアンケートを取っております。そうした中で、30名以上の医師が、市町の核となる専門人材でありますみえ発達障がい支援システムアドバイザー、センターで1年間研修を受けられた保育士であるとか教員の皆さんなんですけど、そういうアドバイザーであるとか、療育機関と連携したいという回答をいただいております。そうした意向にある医師の情報については、各市町に情報提供をしているところでございます。

また、センターでは、外来診療に同席して診療技術を習得していただく実地研修も受け入れておりまして、研修後に、地域において発達障がいの診療を始める医療機関も一部出てきております。

地域での医療連携の具体的な事例としましては、例えば、名張市なんですけど、教育、福祉、保健、医療が連携する拠点として、名張市子どもセンターを設置し、市立病院の小児科医とも密に連携しながら、医療も含めた相談支援体制を整備していただいております。

また、いなべ市では、本年度新たにつくったみえ子ども・子育て応援総合交付金も活用していただきながら、子ども心身発達医療センターでやった研修に参加された医師のいる市内の基幹病院と連携した医療連携体制づくりの取組も始まったところでございます。

一方で、発達障がいの診療には成育歴や学校での行動など、注意深く聞き取る必要があり、労力と時間がかかるということもあります。

発達障がいの診療報酬の見直しについても、国へ要望しているところであ

ります。

今後の対応なんですけど、こうした取組をしっかりと継続していくとともに、公立病院の医師の中にも関心を持ってこの連続講座を受講していただいている先生方がみえますので、そっちの公立病院のほうへの働きかけについても、これから強化していきたいと思っています。

また、令和2年度にアンケートをやったんですけど、この令和5年度、今年が終わった時点で改めまして、参加の医師の皆さんにアンケートを行いまして、今後の診療に対する意向を確認するとともに、実際の診療につながるように、研修内容のさらなる充実についても検討していきたいと思っております。

それと、やっぱり地域支援のネットワークをつくる中心となり動く方については、最初にもありましたように、センターで長期研修を受けていただいたみえ発達障がい支援システムアドバイザー、約100名の方がこれまでに研修を終えておるんですけど、そういう皆さんが中心になって動いてもらうこととなりますので、そういったアドバイザーへのフォロー体制の充実についても、並行して取り組んでいきたいと思っております。

こうしたことにしっかりと取り組むことで、発達に課題を抱えたお子さんや御家族が地域で途切れなく支援を受けられる、そういう体制づくりについて一層進めていきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

しっかりと御答弁いただいたと認識させていただいております。システムアドバイザーの方を100名近く養成いただいたということで、受けていただいている方もたくさんいらっしゃるということで、しっかりと土壌ができていけるのかなと感じておりますので、あえて強く質問させていただきましたが、ぜひ、地域にできている、種はまいていただいていると思っておりますので、花を咲かせていただきたいなと思っておりますし、困っている保護者の皆さんに、そういった恩恵をしっかりと届けていただきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

つい先日御相談いただいたお母さんも、桑名市に在住の方ですけれども、産婦人科医の方が新たに児童精神のほうも診ていただけるようになって、近くなのでそこを受診していますと、喜んでいらっしやいましたし、部長から先ほどありましたように、公的な病院、北勢地域でも少し情報は聞かさせていただいております。こういったところも、これまでの子ども心身発達医療センターを中心とする皆さんの努力の結果だと思っておりますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

今回、ちょっと情報ですけれども、四日市市議会のほうでもこの話題を取り上げられると聞いておりました、今後、地域のほうでもこういった動きがしっかり出てこようかと思っておりますので、ぜひ、中心となって、あらゆるつながりを総動員していただいて、力強く進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

「奨学金の返還支援」の充実で若者が希望を持って暮らせる三重を！ということです。

経済的な理由から結婚をためらう県内の若者は少なくないと思われます。このような若者を取り巻く経済的な環境の中で、特に奨学金の返済は、非常に負担と負担感が強いものです。今、大学生の半分が奨学金制度を利用しています。奨学金の返済が終わらないと、結婚が考えられないとする若者がいても不思議ではありません。実は、私も結婚前に奨学金を完済したことを覚えております。そういったところが、多分、気になったんだと思っております。

県には、若者の定着を主な目的として、奨学金の返還を支援する事業があります。事業のさらなる充実が期待されるのですが、日本学生支援機構による奨学金返還支援制度には、就職先の企業が直接社員の奨学金を最大限全額肩代わりできる仕組みがあります。県の支援が最大100万円であるのに対して、非常に魅力的です。

全国では、この2年余りで、日本学生支援機構の制度で奨学金の肩代わりを、返還してくれる企業が10倍になり、1200社以上。利用した学生は、今年度10月末の時点では、全国で2971人と、実は大きく増加しています。

ところが、三重県内の企業では、若干11名にとどまっているといった状況であります。

2021年の6月定例会議の一般質問でも取り上げさせていただいて、制度の周知をお願いさせていただいているところですが、まだまだのようです。

今回、県立大学の設置検討に関わる有識者の会議から、奨学金の返還支援を充実させてはどうか、効果があるといった報告もあったところでございますので、改めて今回、取り上げております。

日本学生支援機構の企業の肩代わりによる返還制度と県の返還支援制度の併用が実は可能と伺いました。ぜひ、県がさらに、奨学金の返還支援に力を入れようとするこのタイミングで、併用も視野に入れながら、制度の周知、また、支援の充実にも力を入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 奨学金の返還支援制度について、御質問をいただきました。

現在、県では、三重県で活躍する若者を応援するため、県内への居住でありますとか、県内企業への就業などを条件に奨学金返還額の一部を助成する制度を実施しております。

現在、1月15日までの期間で、今年度事業の募集を行っているところでございまして、広報紙やラジオ、SNS等を通じた広報のほか、大学への訪問等による事業案内でありますとか、学生に向けた奨学金返還説明会での直接の案内など幅広く周知活動を行っているところでございます。

また、今年度は応募段階で、就職先が既に決まっている内定取得者も支援対象となるよう募集要件を見直したところでございまして、企業から自社の内定者への案内もしていただけるよう、県内経済団体や就職フェアを通じて、

企業に向けた周知にも取り組んでいるところでございます。

議員のほうからも御紹介がございました、企業が社員の奨学金返還を肩代わりする日本学生支援機構の企業の奨学金返還支援制度につきましても、県の支援制度と併せて活用されることで、企業と県の双方から若者を支援することができ、若者の負担軽減はもちろん、企業と県にとっても、より効果的な人材確保につながられる可能性があります。

この制度を取り入れるよう、県内企業が増え、県の支援制度との相乗効果を発揮できるよう、今後関係機関と連携しながら、県内企業に対する周知も行っていきたいと考えております。

今後も若者が経済的な不安を感じることなく、三重県で活躍していただけるよう、他の地方公共団体の優良事例も参考にしながら、来年度に向けて、制度の充実に向けて検討していきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

ぜひ、県の支援制度も充実させながら、併用も視野に入れながら周知いただくことで相乗効果を出していただきたいと思っております。ぜひ、学生の負担を、新社会人の負担を軽減いただきたいと思っております。

県の支援制度の上限が100万円で、今、40名ということでもありますけれども、そこを企業が併用できるとすると、いろんなことも考えられると思うんですね。この40人の枠を広げて、上限は100万円であっても、上限を下げてでも枠を広げたほうが得なのか、そういったいろんな考え方もあると思いますので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思っています。

最後、少し余った時間で今回若者との意見交換でいただいた意見を二つ紹介させていただきたいと思います。

結婚後の経済的負担についてでありました。

結婚して初めて社会の仕組みが分かってきますと。反面、結婚前に収入と支出のイメージができない。イメージができないから不安が大きい。結果、結婚に踏み切れない。自信を持ってプロポーズができない。こんな声をいた

いただきました。

それから、二つ目、若者経営者、夫婦でパン屋を営んでいただいている夫婦の方です。

育児休暇的な支援はない。仕方ないですね、個人経営ですので。

個人経営などでないんですけれども、ここに何か支援をしてもらえると、もう一人、頑張れるかなと、そんな声もいただきましたので、ぜひ、今後の参考にしていただきたいと思います。

若者が希望を持って暮らせる三重に期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。23番 田中智也議員。

〔23番 田中智也議員登壇・拍手〕

○23番（田中智也） 改めまして、こんにちは。

お昼御飯も食べて、少し眠気も誘ってくるかも分かりませんが、お付き合いいただきたいと思います。

4期目、初めての一般質問になります。もう一度、四日市市の有権者の方から、県政へ行ってこいということで負託をいただきました。しっかりとこ

の4年間、任期を務めてまいりたいと思っるところであります。

今日、知事、実は、上のほうに珍しく私の応援団が複数で来ていただいておりまして、百歳体操って御存じですかね。四日市市内で、筋力をつけるという、介護予防にも資するということで、ボランティアで毎週水曜日にやっていたら、今日は行ってあげるわということで、来ていただきましたので、皆さんの前でも、しっかりと務めてまいりたいと思っるところであります。

それでは、通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

1項目め、三重県社会のDXについてと題させていただきました。

DXという言葉、世間の中で使われ出して、もう久しくなっただけです。2004年にスウェーデンのエリックス・ルターマンという大学教授が考えた言葉だそうです。IT技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させていくということで考えたということです。

トランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーション、英語でトランスフォーメーションは変形とか変化とか変容ということでありまして、デジタル化によって社会や生活の形が、スタイルが変わっていくこと、これが辞書的なDXの意味合いだと捉えているところでもあります。

IT化やデジタル化の主な目的、IT化とかICT化、デジタル化というのは、あくまでも業務の効率化であったり、利便性が向上するというのを目的にしていると思うんですけども、DX自体は変容していくということ、ここを目的としていくことだと捉えています。

言うたら、IT化は戦術であって、DXは戦略と理解しているところでもあります。

ここで改めて、県としてもこのDXを進めていただいておりますけれども、県として考えるDXとは、ということでお答えいただきたいと思っます。

[松下功一総務部デジタル推進局長登壇]

○総務部デジタル推進局長（松下功一） それでは、県の考えるDXはどのようなものかということにつきまして御答弁申し上げます。

人口減少と高齢化は、日本を含む先進国が直面する共通の課題でありまして、こうした課題に対応していくためには、生産性を飛躍的に高めていくということが不可欠だろうと思っています。

デジタル技術の活用によって業務プロセスを変革する、先ほど議員からも紹介がありましたが、DXはその大きな手段の一つになると考えてございます。

近年、生成AIなどデジタル技術の進歩は著しく、デジタルで課題解決できることが大きく増加しておるところでございます。DXを進めることで、地域課題の解決、新たな産業や雇用の創出、行政サービスの向上など、様々な成果が期待されるところでございます。

県では、デジタル化による生産性の向上や効率化だけに着目するのではなく、DXによって、県民の皆さんの時間や気持ちに余裕が生まれ、自己実現が図られることで、幸福実感が向上していくということ、あったかいDXと述べさせてもらっています。

昨年12月に策定したみえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画では、このあったかいDXを基本理念に据えまして、人々の生活の中心となる暮らし、暮らしを支える仕事、社会を支える行政、その三つの分野でそれぞれDXの取組を進めているところでございます。

DXは、私たちの生活や仕事を便利にするだけでなく、一人ひとりのライフスタイルやニーズに合った、より豊かな暮らしを実現するものであります。

こうした社会の実現に向け、デジタル推進局としましては、県庁DXの基盤整備や市町DXの促進に取り組むとともに、社会全体のDXを推進していくため、県民サービスの向上につながる各部局のDXの取組を後押ししてまいります。

[23番 田中智也議員登壇]

○23番（田中智也） ありがとうございます。

ここで、みえDXセンターのパンフレットになりますけれども、表紙だけパネルで紹介させていただきます。

(パネルを出す) 先ほど局長の答弁の中にありました、単に便利にするだけではない、県民の生活の中に時間や気持ちにゆとりをつくっていくということでもって、あったかいDXを実現していくということを御答弁いただいたところであります。

令和3年ですかね、みえDXセンターというものを立ち上げて、始めていただいているかと思います。ここ数年間、このDXセンターを中心に、御答弁いただいたようなことを進めていただいているとは思うんですけども、ただ、私の実感としては、そして、私の接する方の実感というか、このことについて、中心的に意見交換をしたことはまだないんですけども、でも、DXが進んできたなという感じにはやっぱり受け止められていません。

そこで、このみえDXセンター、これまでも取り組んでいただいていますけれども、この現状、今までの取組と、今後どうしていくのか、この辺りについて、お聞かせいただきたいと思います。

[松下功一総務部デジタル推進局長登壇]

○総務部デジタル推進局長(松下功一) それでは、みえDXセンターの現状と今後の取組につきまして御答弁申し上げます。

県では、県民の皆さんや県内事業者、市町など、それぞれにおけるDXを支援するため、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、令和3年9月に、みえDXセンターを開設したところでございます。センターでは、DXの知見を有する専門家、みえDXアドバイザーや、DXに関するノウハウを有する企業、みえDXパートナーと連携しまして、相談対応やセミナーの開催に取り組んでいます。

みえDXアドバイザーには、データ活用や農業、飲食業など多方面にわたる専門家の方々、16名の方に御就任いただき、また、みえDXパートナーには、通信事業者でありますとか、DX関連のサービスを展開する、合わせて11社の企業の方に御協力をいただいているところでございます。

これまでセンターに寄せられた相談ということで少し触れさせていただきましたが、DXにどのように取り組めばよいのか、あるいはデジタルに不慣れ

な従業員への意識改革をどのように進めていけばよいのかといった、ごくごく入り口の部分の相談とか、そういったものもたくさんございました。

一方では、例えば企業で、個別具体的な課題解決に向けた相談もいただいております。その一端ということで、ある事業者からでございますが、工事現場においてデジタルツールを活用し、業務の見える化を図りたいといった相談をいただきましたが、この相談に対しまして、みえDXアドバイザーからIT技術の導入、具体的な内容を示しながら助言を行っていただいて、最終的には、その事業者にとっての業務効率化につながったかなと思っています。

今後も、県民の皆様や事業者、市町に対し、みえDXアドバイザーや、みえDXパートナーが有する知見やノウハウを有効に活用していただけるように、周知にしっかりと取り組むとともに、様々な相談に適切に対応できるよう努めてまいります。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） 今まで取り組んでいただいて、いろいろ相談も来ていただいて、事前にアドバイザーズとパートナーズ、教えてもいただきました。

県内の事業者の方、恐らくDXに取り組んで成功しておられる事業者の皆様さんとか、それなりに経験のおありになる事業者の方とか、あとは、結構有名な方もこのアドバイザーズの中には御参画いただいているところです。これをやはり三重県として生かさない手はないなと思うところであります。

ただ、この予算決算常任委員会に提出いただいた令和6年度当初予算編成に向けての基本的な考え方のところの、（現物を示す）令和5年度の取組のところで相談件数22件という形でありまして、正直申し上げて、いろんなものを読ませていただくと、加速するDX化とか、すごいスピードで進んでいますよみたいところを、私も三重県の田舎に住んでいてもそうなのかって思うところなんですけれども、その割には、やっぱりこの相談件数22件というのはまだまだ少ないような気がしています。

何からしていいとか、どうしたらいいというところはあるんでしょうけれ

ども、やっぱりそこは、県内の事業者の方や県民の方がこれを進めてみようという、そういう機運をしっかりと盛り上げていただきたいなと思うところでもあります。

県のホームページのみえDXセンターのところに、最終的に一番上に書いてあるのが、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県、これをみえDXセンターのページの1番の目標に掲げておられます。その矢印につながっていくところを構成するのが、あったかいDXなんですけど、その下に心豊かな暮らしとか、地域の持続可能性、ジェンダー平等、それから多様性と包摂、デジタルディバイド解消、これらの課題をDXによって解決していったら、最終的に、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県をつくってほしいというのが、県としての究極の目標だと思うわけでもあります。

とすると、機運を盛り上げていただきたいと要望を申しあげましたけれども、三重県の地域社会の中で、様々起こっている社会的な課題、人口が減少していったりとか、若者がいなくなるというところ、それがよく取り沙汰されますけれども、まだ若者がいて、でも若者たちがこのことを目指してやろうとしているけどもっと工夫ができないかとか、そういうところも全て三重県庁として吸い上げて、みえDXセンターとしてプッシュ型でアプローチしていくというような、そんなことを目指して取組を進めていただきたいなと思うところでもあります。

今後も、このみえDXセンターの取組については、注目してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の項目に入らせていただきます。

三重県工業研究所の今後についてということで、させていただきました。

昨年工業研究所については取り上げておりますし、結構取り上げる回数多い田中智也でございますが、今年度も触れさせていただくことを御容赦いただきたいと思います。

ものづくり産業でやってきた三重県にとっては、製造現場における、先ほどDXを取り上げましたけど、このDXの取組の加速化とか、あとカーボン

ニュートラルの動き、社会的な要請、これらに対して、県内中小、特に事業者の皆さんは、非常に不安を抱えておられるのではないかと思います。今までやってきたことが仕事にならない、商売できないのではないかと。このまま、人材が確保できないまま事業継続できないのではないかとか、すごくたくさんの方の不安を抱えておられると思うんですね。

そんな中で、公的試験研究機関、工業研究所として果たさなければならぬ役割というのは、非常に大きいと思いますし、今の工業研究所がそういうニーズに対して耐え得るのかということについては、非常に私自身が何か焦っているというか、このままで大丈夫なのかと思っているところでありませう。

これも、先ほど、少し示した（現物を示す）この予算決算常任委員会の令和6年度当初予算編成に向けての基本的な考え方の中で、工業研究所については、保有する設備や知見を活用して、県内ものづくり企業の様々な技術課題の解決に引き続き取り組みますと。その上で、新しい時代を見据えた工業研究所の機能強化の検討を踏まえ、施設や設備の最適な立地、配置を含む建て替え整備のビジョンとなる基本構想の策定を進めています、とされています。

常任委員会などでもお示しはいただいているようではございますけれども、改めて、現在の検討状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

まず、工業研究所の現状でございますが、工業研究所では、県内ものづくり企業等における技術課題の解決、技術力の向上、人材育成の促進に向けて、保有する機器や知見を活用し、年間1万件を超える技術相談や助言、試験、研究開発などの支援に取り組んでおるところでございます。

これまで、例えば、高倍率の電子顕微鏡や、製品を破壊することなく内部を観察できるX線CT等、企業ニーズが高い機器の一部を、国の補助制度も活用しながら導入するなどにより、企業に対する多様な評価試験の実施や

技術課題の解決を進めてきておるところでございます。

現在、工業研究所は、津市、桑名市、四日市市、伊賀市の県内の4拠点に施設が立地していますが、いずれも、築50年ほど経過する中で、建物、機器の老朽化が御指摘されておりまして、企業への技術支援に十分対応できないケースも出てきておるところでございます。

こうした中で、今後も、県内ものづくり企業等への技術的支援をしっかりと行うべく、工業研究所の機能強化、建て替えに向けた検討を進めておるところでございます。

本検討に当たりましては、現場のニーズを把握するとともに、本県産業を支える自動車、電子機器、機械、金属等をはじめ、食品や窯業等、地場産業など、ものづくりの技術全般への対応に加えまして、注目・重要度を増しますエネルギー分野、カーボンニュートラルやデジタル化など、今後の成長産業への展開も見据えることが重要であると考えておるところでございます。

そのため、みえ元気プランや、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針などが示す産業の発展の方向性を踏まえつつ、県内ものづくり企業をはじめ、大学、業界団体など幅広い関係者、有識者の方々の御意見をお聞きしているところでございます。

こうした声やニーズも踏まえ、工業研究所の在り方について検討を進めてまいります。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） ありがとうございます。

その方向で建て替えの検討をさせていただいているということですが、どういうものにするかに関しては、声やニーズを踏まえとっていただきました。

大変重要な視点だと思いますし、限られた予算でやっていただくことなどは、十分、十二分に承知はしているところでありますけれども、ただ、前も言いましたけど、現行の工業研究所が約50年ぐらい箱を使っていることから、次、どのタイミングで建つか、また後で聞かせてもらおうかなと思

いますけど、建ったとしても、恐らく、それに近い年数、使う工業研究所となるんだろうと思うわけであります。

そうなる、やはり今のニーズをしっかりと踏まえ、今の現場の声を聞いた上で、県として、中長期に必要なもの、機能やハード面での整備はしていく必要があるんだろうと思うところであります。

せっかくですから、どういう声があるのかということについても聞かせていただきたいんですけども、先ほど脱炭素、カーボンニュートラルの社会的な情勢の変化というのは、これ、私の地元の萬古焼にも影響が出ています。この問題については、知事御自身も動いていただいて非常に感謝を申しあげているところでもありますけれども、萬古焼の土鍋の耐熱性を高めるためにペタライトという原材料をアフリカのジンバブエから輸入しています。ただ、このペタライトはリチウムを取るのに非常に有用な原料でありまして、今、世界中の車がEV化していく中、また私どもも便利に使っているこのタブレットもそうですけれども、バッテリーにはリチウムイオン電池が使われています。リチウムの世界的な確保競争、これが激化してきてなかなか萬古焼に回ってこないという、そんな状況でありまして、そういうのも声として恐らく聞いていただいておりますと思うんですけど、社会情勢の変化だと思っておりますね。

こういうことをしっかり捉えた上で、じゃ、どういうものにしていくかということが必要だと思いますので、改めて現場の声やニーズというものがどういうものがあつたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 今おっしゃっていただいた中身も、本当に同じような声を聞かせていただいております。

お聞きした中身を一部御紹介させていただきますと、例えばカーボンニュートラルやデジタル化に伴うEVや、AIロボットなどの分野横断的な新しい技術の開発評価への期待であったり、また萬古焼の現材料であるペタライトの代替素材の開発であったり、また窯業や金属、食といった地場産業、ものづくり産業への技術的な伴走支援を求める声であったりという声を頂戴

しておるところです。

また、EV化の進展により、頻繁に変わる試験評価の規格に的確に対応できるように、工業研究所で保有する機器を円滑に更新していくことや、また、企業における先端技術やデジタル技術に関する人材育成というところを求める声も頂戴しておるところでございます。

今後、こうした企業の声を踏まえまして、現在の産業構造に加えて将来的な産業の発展の方向性、企業の立地等を見据えた工業研究所の支援機能の強化や、また、施設、設備の最適な立地、配置の検討を進めまして、今年度中に、先ほど御案内がありましたけれども、工業研究所の機能強化、建て替え方向に向けた基本構想を策定するというところで、今、準備しておるところでございます。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） AI・ロボット化が進んでくることに対して、先ほどの社会情勢の変化を受けて、これまでやってきたものをやろうと、継続しようとしたときの課題、それからあと、食に関しても、本県の非常に重要な分野だと思っていまして、知事はよく、三重県、ええとこあります、おいしいものありますとおっしゃっていただいています。

おいしい食材があっても、それを、人々の胃袋の中に届けていくためには、やはり、加工であったりとか調理であったりとか、そこを一手間かけるということ、これが私は重要だと思っていまして、実は議員になった1年目か2年目の一般質問で、食品加工研究部門を充実できないかと申し上げたこともあるんですけども、今、工業研究所の本所のほうで、この辺り、食に関してはやっていただいていると承知はしてまして、次期の工業研究所におかれては、食の部分についても、しっかりとした分析、あとはいろんなエビデンスに基づく体にいいものとかというのは、今、消費者はたくさん求めておられますので、この辺りにも訴求していくような、そういう県としての試験研究、事業者への寄り添い、伴走支援というのをお願いしたいなと思っておるところであります。

今年度に基本構想ということで言っていただいています。これも予算決算常任委員会の資料を見せていただくと、それは承知はしているところでありますけれども、みえ元気プランの施策7-2のところの「ものづくり産業の振興」のところで、今年度策定の基本構想を踏まえて早期の着工に向け、建物・施設の設計に必要な要件等を整理する具体的計画の策定を進めます。令和6年度に建物・施設の設計に必要な要件等を整理する具体的計画の策定を進めますとありますが、この辺りの今後のスケジュール感についても、お答えいただきたいと思うんですが。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 今、お話いただいたところでございますが、現状、今年度しっかり基本構想をとというようなところで取り組んでおるところでございます。

また、令和6年度以降は、施設整備の基本的な要件を整理する基本計画の策定を経て、具体的な施設・設備の設計に移っていきたいと考えておるところでございますが、県有財産の有効活用の観点や財政状況というようなところも勘案しながらでございますが、できるだけ早期に施設整備が完了できるよう、着実に取り組んでいきたいというところでございます。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） 着実にというだけで、いつかはちょっと分からない。ただ、早期にということでありますし、財政状況とかということももちろんあるというのは、先ほども繰り返しですけど、十二分に認識はしているところであります。

知事におかれましても、幹部の皆さんにおかれましても、総務部長におかれましても、本当に、私自身も先ほど冒頭申し上げたとおり、焦りみたいなものを感じています。

今の事業者の皆さんのニーズに、現時点でも答え切れていないとすれば、次造るものが、もし時間が空いたら、諦められて頼りにされない工業研究所、町の技術医と、県はこれまで工業研究所のことを表現しています。近くの、すぐに熱が出たときに、おなかの調子が悪いときに行ける医者、そんな感じ

で工業研究所をこれからも維持継続していくためには、途中で、あそこはもうあかんでという評判が定着していかないように、できるだけ県を挙げて注力して、取組をしていただきたいと強く申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

それでは次の項目へ移ります。

三つ目として、開設から10年の三重テラスについてということです。

平成25年9月にオープンした三重テラスです。最初の5年間ではかなりの来館者数、が一っという勢いで来ましたが、その後、コロナ禍もあって、昨年度末までの累計で514万人の来館者数ということであり、来館者数だけで三重テラスの評価をするべきではないだろうと、私は思っていますけれども、三重テラスも10年を迎えて第3ステージという形で、新しい運営方針を打ち出して、運営事業者も変わって、9月16日にリニューアルオープンしたところですよ。

私も15日の内覧会はお邪魔できなかったんですけど、その後、お邪魔をさせていただきました。非常にいい雰囲気になったなと私自身は感じていますが、まずは、第3ステージはまだ9月に始まったばかりですけど、雇用経済部としては、どういうふうにもこの滑り出しを捉えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

首都圏営業拠点三重テラスは、先ほども御案内がありましたとおり平成25年9月の開設から10年で500万人を超える方に御来館いただいたところでございます。

多くの三重ファンやリピーターの獲得につながり、首都圏の人々にとっては、三重への旅の入り口、また県内から情報発信や販路拡大のための出口として、定着しているものと考えておるところでございます。

第3ステージでは、三重の豊かな自然、歴史、文化、食など、様々な魅力発信の拠点として、また首都圏と三重県の関係者が交流し、つながる場とし

て、さらなる進化を遂げるため、新たなサービスや機能を追加し、先ほども御案内にありましたとおり、9月16日にリニューアルオープンして、運用を開始したところでございます。

現状でございますが、リニューアルオープンから9月末までに対前年比で175%のお客様に来館いただくなど注目され、その後、10月末までの来館者数も、好調であった前年並みの6万7378人となるなど、順調な滑り出しを見せておるところでございます。

リニューアルに当たりまして、御覧いただいたということで、本当にありがとうございます。

ショップの通路幅を広く取り、レストランとの間にあった壁を低くしたことで、来館者の方からは商品が見やすくなったとか、店内の開放感があるなどのお声を頂戴しておるところでございます。

また、レストランにカウンターテーブルを設置したことにより、初めてのお客様も気軽に入りやすくなり、その後、複数回御来店いただく方や、インバウンドのお客様も増えておるところでございます。

さらに、三重テラスで季節を感じていただけるようということで、ショップでは、9月はブドウ、10月はミカン、柿など、三重県の旬の果物を陳列し、季節感を演出するとともに、レストランでも、カキの土鍋御飯など、旬の食材を味わっていただけるメニューを提供しておるところでございます。

また、このほか、県内事業者がお客様に商品の背景やストーリー、思いなど、商品の魅力を伝える対面販売を開始いたしまして、初回は三重ジビエの試食販売を行いました。今後も、こういうふうなことについても計画的に取り組んでまいります。

また、コミュニティスペースとして改修いたしました2階におきましては、1階の総合案内からお客様を御案内して、より丁寧な観光案内も行っているところでございます。さらに市町による観光や物産のPRなど様々なイベントにつきましては、これまで以上に魅力が伝わるものとなるよう、イベント内容のブラッシュアップを支援しておるところでございます。

今後も、より多くのお客様に三重の魅力を体験し、三重とつながっていた
だけるよう、三重テラスの運営にしっかり取り組んでいきたいと考えており
ます。

以上でございます。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） ちょっと写真を用意いたします。先ほど部長の答弁の中
にありましたショップのほうの通路幅を広げというのが、こういう感じです。
（パネルを示す）レストランのカウンターテーブルというのが、こういう感
じですね。（パネルを示す）

私もお邪魔させていただきました。ただ、御飯は食べていないんですけど、
ランチメニューを見せていただいたら、（パネルを示す）てこね寿司が1600
円であったり、伊勢うどんが1300円とか、以前の値段展開よりは、敷居とし
ては非常に下がったかなと思うところであります。

本当は、厳しい目で行ったんです、三重テラス。

（チラシを示す）再現！英虞湾サンセットクルーズ、G 7 三重・伊勢志摩
交通大臣会合の報告会を兼ねたやつで、サンセットクルーズの中で出された
オードブルとお酒を楽しむ会も兼ねていまして、2階のコミュニティス
ペースではパネル展示があって、交通大臣会合の様子を見ることができまし
たし、さあ、始めますよということでレストランへ移動して、そういういろん
なのを食べ、ちょっとですけれども、そんな多くはないですけど、食べさせ
ていただいたところです。非常にいい感じでした。こんなものが三重県にも
あるのか。カツオのハムとか、そんなに食べたことなかったんですよ。三重
県に居ながらにして、なかったものですから、非常にいいなと思いました。

コミュニティスペースを今後どう活用するのか、下のショップやレストラ
ンと、いかにつなげていくかということの重要性というのを感じました。私
自身が、こういうふうに通大臣会合はやっていたんやなと思いつつ、下
へ行って、その映像を見ながら三重県の食材を食して、おいしいやんって、
この雰囲気なんやと、私自身が感じてしまったんですよ。ということは、

上と下が連携しているということで、三重県のよさがより具体的にぐっと、来た人にアピールできるのではないかなと思ったところでもあります。

そういうことからすると、この第3ステージに掲げておられる各機能間の連携、この辺りと、先ほども答弁でいただいた交流拠点として、三重県にゆかりのある人の首都圏における交流拠点としてとか、この辺り、非常に重要だと思っていて、ここを具体的にどうしていくのかということ、今後の取組について、さらに聞かせていただきたいと思います。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

今、御案内をいただきましたけれども、三重テラスでは三重の魅力をより効果的に発信し、首都圏から観光誘客や県産品購入につなげるため、ショップ、レストラン、イベントなどの各機能を連携させて、買って、食べて、体験できるというような形の企画を展開しておるところでございます。

今、御紹介いただきましたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催を記念した取組もそうでございますが、そういう、それぞれ各機能が連携した取組についても進めておるところでございます。

G7の交通大臣会合の11月のイベントに御参加いただいたイベントの参加者の方からもお声を頂戴しておるところでございますが、本当に三重に行きたくなったとか、三重の魅力を再認識できたというようなお声も頂戴した上で、実際に、その後三重県のほうに来ていただいたということも聞いておるところでございます。

それと、今、御案内にありました首都圏と三重県との交流の促進の観点でございますが、三重県ゆかりの方や、三重県に関心を持つ方など、様々な関係者の交流促進についても取り組むということが大切と考えておるところでございます。

10月からは三重県を応援していただく方々が、2階の、先ほど御案内ありましたコミュニティスペースを活用いたしまして、お仕事や打合せに御利用いただくコワーキングとしての登録も開始し、コミュニティマネージャーが

利用者同士の交流を支援するとともに、首都圏と三重県との関係づくりに取り組んでおるところでございます。

この登録者は200人を超え、例えば、この利用を通して、企業同士が出会い、つながりができたことにより、それぞれの企業が持つ施設の相互利用というようなどころにつながった事例も出てきておるところでございます。

また、12月からは三重ファンが興味のあるテーマで集まり、コミュニティ形成を目指す新たなプロジェクトといたしまして、三重テラス部活動というのを始めさせていただきます。

第1弾として発足する日本酒部では、日本酒に関心のある方々にお集まりいただき、県内の事業者も参加していただいて、例えば、耕作放棄地を利用して酒米を栽培し、日本酒を製造するといった事例などを通じて、地域の自然や文化に触れていただくことで、地域とのつながりをつくっていくというようなことについても目指した取組としておるところでございます。

今後も、様々なテーマで交流のきっかけとなる取組を実施していく予定でございます。

引き続き、レストランやショップ、イベントなどの機能を組み合わせて、全館挙げて魅力発信に取り組むとともに、三重の歴史、文化、食などのストーリー性のある企画を通して、首都圏と三重県の様々な関係者の交流を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） 日本酒部、面白そうですね。しかも、耕作放棄地で酒米を作つてというのは、できたお酒を飲みながら、その向こう側に、その酒がここへ運ばれてくるまでのストーリーを、飲む人に感じさせるというものだと思うんですね。

だから、おいしいものを作つていただききたいとは思いますが、ただおいしいだけではなくて、耕作放棄地からこの酒米ができて、このお酒ができたのかというところ。すると、三重県の土地に対しての思い、三重テラスで

飲んでいても、どんなところで作ったんやろうというのが、少し頭の中に残ると思うんですね。こういうことは非常に有効なのではないかなと。

私、冒頭に来館者数だけで評価するべきではないと申し上げたんですけど、三重テラスという空間へ行った方が、三重県へ行ったことなくても、三重県へ行ってみたい、そして、行動に移して来てもらう。

おじいちゃんが三重県の出身者なんやけど、日本橋界隈歩いたときに、三重テラスってちょっと立ち寄ってみようと思って、そういうもので、おじいちゃんのふるさつを見てみてもいいよねとか、自分の姉が三重県の方と結婚して、今、三重県に住んでいるんやけれども、結婚式で行ったっきり、行ったことないよなという。首都圏には、三重県にそういう小さなゆかりでも持っておられる方というのはたくさんみえると思うんですね。

そのこのところをつかまえて、あそこに集まっていただいて、連携してもらおう、つながってもらう、企業同士のつながりも成功事例があるということでしたけれども、そんなことをどんだんどんどんチャレンジしていただくことが必要なんじゃないかなと思いました。

行った方が次の行動に移してもらうような仕掛け、ストーリー性を持たせるとかいろいろ工夫して、この第3ステージ、進めていただきたいなと思うところであります。

それから、もう一つ自分が感じたことを申し上げたいと思います。

三重県に住んでいる方も、皆さん、三重テラス、行かれたことがありますかね。大体県の幹部とか、この前に座っておられる方は行かれたことあると思うんですけど、三重テラスへ行って、こんなのを作っているんやっていう再発見はありませんか。私はたくさんありました。県内くまなくショッピングしているわけではありませんし、29市町を歩き続けているわけではありませんので、先ほど申し上げたカツオのハムとか、伊勢マダイの生ハムとか、真珠の貝柱は、私は出身が志摩なので食べたことありますけど、オリーブ漬けで、そういう上品に食べるというのは、こんな味がするんやって再発見でしたし、三交不動産かな、ハレノヒトマトって、あのおいしさたるやという感

じでしたし、あと、三重テラスの店員の方に喜んでいただいたことが一つありまして、伊勢方言かるたというのが売ってまして、伊勢方言がかるたになっているんですけど、レジへ持っていったら、わあって盛り上がるんですよ。何ですかって言ったら、これが初めて売れましたって。何で興味あるんですかって言われたものですから、いや一応、県議会議員してましてという、ちょっと恥ずかしながら自分の身分を申し上げたんですけど、ああ、そうですねという形で、すごい盛り上がっていただきました。

そういうものがおかげ横丁とかで売っているのかな。でもあんまりおかげ横丁もゆっくり歩いたことないものですから、三重テラスでそういう発見をしました。

ということは、私、これ、今、三重県へ来て、県議会の中でこうやって発信していますよね。三重県の人が、三重テラスへ行って再発見して帰ってきて、なあなあ、こんなあったで、行ってみやへんって、県内の人がまた県内のどこかへ行く、交流人口、増えますよね。そして、自分の同級生が東京で就職している、東京で暮らしている、三重テラス行ったことあるってPRしてもらえる。その横展開をしていただく人をたくさんつくるとのこと。三重テラスの本来の目的とは違うかも分かりません。県内外、内にも、情報発信して、訪れたいな、行ってみたいなって思えるような機会がつかれるといいのではないかと思いますので、また一度御検討いただければと思います。

それでは、次の項目へ行かせていただきます。

四つ目、三重県障がい者芸術文化活動支援センターということであります。

この三重県障がい者芸術文化活動支援センターって、どうですかね、御存じの方ってあまりみえないかも分かりません。

実は国の法律、法令ができています。平成30年に公布されて施行されていますけれども、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律ということでありまして、議員立法でできています。

基本理念の中には、ちょっと読み上げますと、「文化芸術を創造し、享受

することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること」。

二つ目が、ここ、大事だと思っています。「専門的な教育」、要するに、芸術や文化活動をしていくための専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性、これが発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けているということなんです。その中心となっているものが障害者による作品、このことを踏まえて、「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること」ということであります。

三重県障がい者芸術文化活動支援センターの設置目的としては、ただ、ちょっと弱いなと思って、資料をいただいて、見せていただいたところです。芸術文化活動を通じた障がいの社会参加を促進し、地域における障がいの多様な活躍の場を広げることを目的とするということになっています。

障がい者福祉の枠組みの中だけなのかなと思ってまして、その辺りのところは、現状と、今後このセンターをどうしていくのか、御答弁をいただきたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 三重県障がい者芸術文化活動支援センターの現状と今後の取組についてお答えしたいと思います。

県では、議員に御紹介してもらったとおり、障がいの社会参加であるとか、多様な活躍の場を広げるために、令和2年9月にこのセンターを設置しております。

センターでは、平成24年度から毎年開催しております三重県障がい者芸術文化祭、実は、たまたまなんですけど、今年は、明日、あさってと鳥羽市民体育館で開くんですけど、本当に素晴らしい作品が出ますので、ぜひ見てもらえたらと思いますけど、この、芸術文化祭の開催に加えまして、発表機会のさらなる創出に取り組むとともに、これまで構築してきたネットワークを活用しながら、障がいの芸術文化活動の普及啓発や相談支援を行って

ます。

具体的には、令和3年度から芸術性を重視した展覧会として、県内の障がいのあるアーティストの作品であるとか、芸術文化祭の受賞作品を展示するアールブリュットをNPOや、ギャラリー等と連携しながら、県内各地で開催しております。

また、芸術文化祭の受賞作品をアーカイブ化し、センターのホームページで公開するなど、芸術性の高い作品を広く発信しております。

さらに、芸術に関わる障がい者の活動を支援したいという38名の方に、アートサポーターとして登録していただき、障がい者施設における絵画の製作活動などの支援もしていただいているところでございます。

加えまして、令和6年1月には、三重県文化振興事業団との共催により、聴覚や視覚に障がいのある方に演劇を楽しんでいただけるように、舞台上でのやり取りを手話や音声ガイドつきで上演する新たな取組も予定しているところでございます。

今後とも、障がい者芸術文化活動支援センターを中心に、様々な団体と連携しながら、障がい者の芸術文化活動の裾野の拡大を図るとともに、優れた芸術性のある作品が創出され、健常者と垣根なく芸術を楽しむことができる共生社会の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） 健常者との垣根なく活動していけるようにという御答弁もいただいたところであります。

フレンテみえのだいたい食堂の横に展示してもらっていますよね。非常にいい作品が見れました。芸術文化祭も、今年度はお邪魔できないんですけども、以前も行ったときには、すごく盛り上がっておられるし、生き生きとした笑顔が見られて、こちらも楽しくなるような、そんな機会でありました。

そういうことをしっかりと運営していただいていたたり、やっていたいていうのは分かるんですけども、他県の状況を見ると、これ、見ていただきたいんです。（パネルを示す）これ、全て下に県名を入れてあります

けれども、各県の障がい者芸術文化活動支援センターのロゴです。うみのもりとか、みら一とか、宮城県はSOUP、福井県はそれとなく分かるようなふくみな一とですけど、まるでそのアートとしてやっぱり捉えている。芸術創作活動や、障がいのある方だとしても、鑑賞する機会の保障だとか、それこそ垣根なくやろうというのが、ロゴ上に見てとれるなというのが私の率直な感想です。

他県の条例の状況を見ていくと、実は先ほど、最初に御紹介いたしました法律に基づく国としての計画があります。計画の中で、地方公共団体は努力義務ではありますが、計画を策定するようになっていくんですね。

なかなか三重県としてはそこまで至っていないと思いますが、策定率は都道府県レベルでいっても、全国の66%が策定済みです。もちろん独立した、単独の計画として策定していたり、あとは、今、三重県でも文化振興計画がありますけれども、そういう文化全体の計画の中に、障がい者の芸術文化の計画も一部位置づけたりとか、そういうことも含めです。

この芸術文化活動支援センターを所管しているのも、障がい福祉分野の部局ではなくて、文化所管の部が担当しているところもあります。

そういうことからすると、今後まだまだ議論は必要だと思いますけれども、障がいのある方の創作するものに対して、しっかりと光を当てていく。その光が当たったところを見て、県民皆が感動し、心を揺さぶられ、希望を持って、明日も三重県で暮らし続けていくとかというストーリーをしっかりと描いて、やっぱり入れ込んで一緒にやっていくということをぜひ検討していただきたいと思うところであります。

アールブリュットと御紹介いただきました。アールブリュットという言葉は、あんまり一般的ではないのかも分かりませんが、フランスの方が言い出したことで、これ、法律の基本理念にもある、そういう専門的な教育を受けていない、生の、生（き）の芸術という捉え方です。そういうものが人々本当に感動させるんだということに着目して、県としても取組を進めていただきたいと要望して、この項目は終わりたいと思います。

それでは、最後の項目です。

子どもに寄り添う三重の教育を目指してとさせていただきます。

ちょっと抽象的な項目名ではありますがけれども、具体的には、今、県は学習指導員という名前で200名以上の方を配置していただいて、各学級に入れていただいているようですけれども、この学習指導員、学校の先生方の意見を聞かせていただくと、非常に助かっている、特に小学校の低学年で助かっているし、個別に対応しなければならない子どもの数が、普通学級の中で非常に増えてきています。そこに向き合える、その時間を担保してもらっているというような、そんな評価もいただいたところであります。

この辺りを、県としてももう少し、県としての県単としてという言い方がいいのかどうか分かりませんが、県として協力的に拡充していくって、そんなことはできないものでしょうか。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは学習指導員について、答弁させていただきます。

児童生徒一人ひとりにきめ細かな対応を行い、学習内容等の理解と定着を図るため、県教育委員会では令和2年度から学習指導員を県内市町に配置してまいりました。

この財源になっていますのは、国の補助金や、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆる新型コロナの交付金、これらが財源でございまして、やはりコロナ禍における学びの保障という観点も踏まえながら取組を進めてきたところでございます。令和5年度は27市町230校に236名を配置しているという状況です。

学習指導員の配置による効果は、今もおっしゃっていただきましたけれども、多くの場面で認められておりまして、例えば、児童生徒にはいつでも質問でき、学習を支援してもらえる環境を提供することができますし、また外国にルーツのある子どもや特別な配慮が必要な子どものきめ細かな学習指導・支援にもつながっています。

また、この学習指導員は、授業時以外に、放課後の学習指導とか、宿題の提出確認、ノートの点検などを教員の代わりに行うことができますので、教員の業務軽減にもつながっています。

それから学習指導員が元教員である場合というのもございまして、こういう場合は授業で気づいたことを若手教員にアドバイスしていただけるということで、人材育成につながっているという声も聞こえてきます。

今後の方向性なんですけれども、ちょっと残念ながら、令和6年度は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が予算化されませんので、財源が苦しくなるということで、現状の学習指導員の配置数を維持するのは難しいと考えています。

しかしながら、きめ細かな教育の実現とか、教職員の負担軽減の関係も重要でございますので、市町の意向も確認しながら、可能な範囲でできるだけの配置を継続していけるように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

〔23番 田中智也議員登壇〕

○23番（田中智也） ちょっとよろけてしまいました。

維持するのが難しいということですけど、先生が本当に助かっているというか、働き方の改革のところも触れてもらいましたけれども、やっぱり子どもに向き合うことができるという、このことは、私たちの責任においてしないと駄目だと思うんです。

本当に激動する今の時代の転換期ってもうずっと言われていますけど、でも本当に世の中、随分変わってきたなって私自身も思いますし、これからもどうなっていくんやろうって。50歳を過ぎたこの私でも、日本のこの先の社会、どうなっていくのかが予測がつかないような、そんな中であって、子どもたちも不安だと思うんですね。恐らく言葉にできない不安を子どもたちは抱えていると思います。だから、子どもに寄り添ってほしいと思ってこういう題名にしたんですけれども。

子どもの数が減っているというのはもう御存じやと思うんです。パネルを

用意しました。（パネルを示す）直近10年で数字をいただきました。これ、子どもの数として、1万8548人減っています。それに伴って、当然のことですけれども、教員の数も732人減っています。それは、学級数に応じた先生の配置だからですよ。

ところが、もうこれはパネルも作りませんでしたけど、校務分掌というのがあるんですよ。授業をする以外の教職員の担う仕事、例えば学校行事、修学旅行ありますよね、遠足ありますよね、運動会ありますよね、社会見学ありますよね、避難訓練あります、スポーツテストあります。それらの事務的な作業は、教員の方がやらなきゃいけないですよ。

そして、生徒指導、生活指導という言い方がええのかな。生活指導の中でも、放課後や休日の指導、長期休暇、夏休みなどの指導、通学指導、児童相談所との調整、いじめや不登校の場合のそれへの関わり、教育課程の編成だとか、成績の処理だとか、指導要領・要録の作成だとか、教科書の管理、転出入の手続、時間割の作成、年間・月間の行事予定の作成、授業時数、時間割の管理、学年閉鎖・学級閉鎖があったからって授業の時間が足りないのじゃないかって、担当の教員はそれの管理を年間通じてやっていたり、チャイムの管理、タブレット、今、子どもたち持っていますよね、ICTの担当。学校ホームページありますよ、どこも。ホームページの担当。地元の自治会との連絡調整、地元の祭りに子どもたちの作品を出展する、その連絡調整、あとは人権・同和教育の協議会への学校側からの参加だとか、図書館があったら図書館の担当。おまけにという言い方はちょっとあれかも分からないけど、プールの維持管理、水質を測ったりです。掃除もそうですよね。子どもたちの机の、年度初めに壊れているところの修理だとか掃除だとか、ほとんど教員の方にやってもらっています。

これ、先ほど申し上げたとおり、子どもたちの数が減ったから先生の数は減る。学級が、クラスが減るから。だけど先ほど申し上げた、修学旅行やとか卒業式やとか入学式でなくせますか。子どもが減ったからって、プール、なくなりますか。仕事の数は減らないんですよ。授業以外のこの負担感。

10年間で、先ほど示したように、ずっと下がっています。これからも減るんじゃないでしょうかね。だとしたら、1人当たりの負担がすごく増えているんですよ。

だから、私たちは、県独自でもいいから、学級編制基準の見直しをしてくれということで求めてきたところですし、三重県としては、国の35人学級を1年前倒してやっていただいているということでありますが、令和6年度はどうされるのか。一応、考え方では、6年生に先んじてということ、それでよろしいか。ということでありますがけれども、6年生までいったら、次どうするの。県単で充実させてきた、その部分の予算というのを、三重県として、子どもたちにどう保障するのか。もっと拡充するべきやと私は思いますけれども、そこをしっかりと考えていただきたい、維持していただきたい。維持または拡充していただきたい。そうじゃないと、先生方の余白がないです。一人ひとり、教育施策大綱（現物を示す）、それから教育ビジョン（現物を示す）、一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進だとか、一人ひとりに、一人ひとりに着目した三重県の教育を実現するためには、実践するためには、教員の余白をつくらないと駄目だと強く申し上げて、時間が来ましたので、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。5番 辻内裕也議員。

〔5番 辻内裕也議員登壇・拍手〕

○5番（辻内裕也） 桑名市・桑名郡選挙区選出、自由民主党の辻内裕也といえます。どうぞよろしく願いいたします。

県議会では、今日が初めての一般質問になりますが、私、昨年まで、桑名市の議員でありましたので、これまでも一般質問の機会がございましたけれども、今回、こうして議場も変わって、また今日はテレビの中継もあるし、さらに後方からのプレッシャーもありますので、少し緊張もしておりますけれども、ただ、今のこの立場は、これ、私1人が勝ち得たものではなくて、多くの皆さんにお与えをいただいたものなので、そういった皆さんへの感謝を忘れることなく、この4年間、地域のいろいろな声をしっかりと県政に届けていきたいと思っておりますので、改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議長の御了解もいただきましたので、質問に入りたいと思います。今日は、大きく4点、質問いたします。

農業については、今も食料安全保障の視点から、様々なニュースもありますが、改めて、日本の、また、三重県の農業の課題についての質問をしたいと思えます。

企業誘致については、県の主要施策は人口減少対策でありますけれども、一般的に、企業が立地されると雇用が生まれて、生産年齢人口の流入が期待できるということで、この企業誘致に県としてどのように取り組むのかということについて質問いたします。

3点目は、今、農業分野に限らず、多くの分野で、人手不足が大きな課題となっておりますけれども、実は、警察官の採用試験の競争倍率というものも低下しておりますので、今後の安定的な人材確保の視点から、警察本部長に質問いたします。

そして4点目、最後に、これも県内の多くの地域で課題となっている民生委員・児童委員の担い手の確保に向けた取組について、子ども・福祉部長に質問いたします。

それでは、まず農業について質問いたします。

これまでの農業の課題については、県議会においても、多くの先輩議員が質問されてきましたけれども、この間、一貫して農家の皆さんは高齢化して、離農される方が増えて、結果いわゆる耕作放棄地が増えています。

世界的な気候の変動で、生産も非常に不安定になっていますし、また直近の課題でいうと、燃料であるとか、肥料の高騰は、ますます農家の皆さんの経営環境を厳しくしていますが、こうしたコストを販売価格に転嫁できないといった構造上の課題もあります。

国家というか、政治の重大な責務の一つが、食料の安定供給であることを考えるときに、その多くを担っている農業や農家の皆さんが抱える課題、これにしっかりと応えていくことは、これはまさに政治の責任であると思います。

食料の安定供給は、国内の生産と輸入と、そして備蓄、この三つをベストミックスさせて確保していくわけでありますけれども、輸入については、コロナ禍において、また、ウクライナの問題においても様々な課題があることが明らかになりましたし、また中国であるとか、インドといった、いわゆる新興国の食料を買う力が大変上がってきていますので、これまでのように、金を払えば海外から安定的に食料を確保できるという時代ではありません。

こういった中で、県議会では、今回、食料自給力の向上に向けた調査をするための特別委員会が設置されていますし、また国においても、現在、カロリーベースで38%の食料自給率を、2030年までに45%にまで引き上げる計画を立てておりますが、まだまだ道半ば、恐らく、この先の山も非常に高いと思います。

特に、我々が栄養を摂取する上で、大きなエネルギーとなる穀物の麦であるとか、大豆といった自給率の低い品目の国内での生産体制を強化していく

必要がありますし、その中でも、とりわけ私は、自給率は高いけれども、年々、需要が減っていくお米、このお米を国内の水田、田んぼで目いっぱい作っていただいて、また、そのことが農家の皆さんの所得にもつながるような仕組みをしっかりとつくっていきたい。そういう課題意識からの今回の質問になります。

そこでまずは、農業観という言葉があるかどうか分かりませんが、知事の農業に対する思いであるとか、また政治家として農政にどのように取り組んでいくのかということについて質問いたします。お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和3年12月に、まだ、議員はこの場においてにならなかったと思いますけれども、御同僚の藤田議員の御質問にお答えさせていただいて、農は天下の大本という、第10代崇神天皇のお言葉を引かせていただきました。

農は天下の大本、要するに農業は国の基本であるという言葉であります。これは太古から今も私は変わっていないと思っておりまして、農業は、三重県でも、お茶とかお米、それから野菜、ミカン、畜産、様々ございまして、県内全域で営まれておりまして、豊かな自然の中で、多くの食材を私たちに届けてくれていると思います。また県外へも出荷しているものでございます。県の主要な産業であると考えております。

ポイントは、持続可能性ということだと思います。稼ぐ農業という言葉もありますけど、稼ぐより前に、稼げれば問題はないんですけど、持続可能性というのをちゃんと追求していかないかんのかなというのが、農家に、私のところも米とか、お茶、昔は豚とか牛も飼うておりましたので、そこに育った者としての思いでございます。

食料安全保障の話議員はおっしゃいました。食料の安定的な供給というのは政治の責任、おっしゃるとおりでありまして、中国の春秋時代の思想家、管鮑の交わり、鮑叔牙との交わりということで、名前が有名になっておりますが、管仲ですね。記憶されておりますが、管仲という思想家、斉という国

の思想家がおりますが、彼は、倉廩実ちて礼節を知るという言葉を残しております。食べるものがあって、初めて、礼儀や節度をわきまえるように人間とはなるんだということで、食べるものが一番大事だ、政治はそれを確保しなければいけないんだということで、現在では、衣食足りて礼節を知るという言葉に転換をされておりますけれども、同じ意味であると思っております。いずれにしても、食料は人や国の基礎や土台でございます。それをどう確保していくのかというのが重要であると思えます。

先ほど議員からは、ロシアのウクライナ侵攻の話をいただきました。日本はロシアやウクライナから実は小麦は輸入はほとんどしていないものですから、オーストラリアやカナダ、アメリカということでもありますけれども、それにしても、一旦有事になりますと、食料の供給というのをきちんと確保していかなきゃいけないというのは、我々誰もが考えるところでございます。

安定供給、そのときにやっぱり先ほどもカロリーベースの食料自給率のお話をいただきましたけど、ここを上げていく必要があるのは、理の当然でありますので、これをどうやって、やっていくのかということを考えないといけません。

担い手も少ない中で、実は先日、新潟県知事が三重県に来られまして、浅井農園を視察されました。特定の野菜を作っておられる農園ではありますけれども、彼が言っておりましたのは、三重県には非常に意欲的な農業に取り組まれている立派な方がおいでになられますねと。そういった考えの方が増えていけば、三重県の農業は安泰ですなおっしゃいました。

必ずしもそう簡単なものではないとは思いますが、例えば、農業の集約化をどうするのかとか、あるいは機械化をどのように進めていくのかという、一生懸命取り組んでおられる事例があるわけですから、そういったものに学んで、ほかの部分についても、ほかの作物についてもそれが展開できないかというのは、我々今もやっていますし、これからも歩みを止めることなくやっていきたいと考えておるところでございます。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

今回、私、質問するに当たって、多くの農業の関係の皆さんからも、お話、伺いました。200町歩、300町歩という単位で、水稻と小麦や大豆を作ってみえる農業法人の皆さんであるとか、地元のJAの営農センターの指導員の皆さんからもお話を伺いましたし、新規就農でハウスのトマト栽培を始めた若い皆さんであるとか、そしてもちろん、5反とか8反という単位で、代々、お米を作っている兼業農家、家族農家の皆さんからもお話を伺いました。

それぞれに、様々な課題がある中で、こういった皆さんの、言わば自己犠牲の上に何とか残っているのが、今の日本の農業だと思います。

今回、話を聞いた中で、私、一番印象に残ったのが、農業を残していく上で、もちろん生産性を上げたり、競争力を上げることは必要だけれども、それ以上に、この国に、政府ですね、農業を本当に残そうという思いがあるかどうか、そして、そのことが自分たちに伝わってくるかどうか、それが非常に大事なんだというようなことを言われている方がみえました。

これは国の制度ですけど、例えば、水田活用の直接支払交付金の、いわゆる5年ルールの問題であるとか、これだけ輸入の飼料の価格が高騰していて、国内での飼料の生産体制をしっかりとつくっていきこうという中で、単年生牧草、牧草に対する交付金の単価が引き下げられました。本当に自分たちの声が国に届いているのか。また、国は本当に農家の自分たちのほうを向いているのかどうか。そういったことに対する不満というより、不安感のようなものが、非常に大きいなと感じました。

そういった意味で、今、知事からいろいろ御答弁いただきましたけれども、御実家が農家で、農家の皆さんの御苦勞をよく理解いただいている知事が、県政のトップに立って農政を担っていただくことへの農家の期待というもの、これは、必ず高いものがありますし、ぜひ、そういった農家の皆さんに、直接届くようなメッセージを知事がこれからもしっかりと出していただきたいと思います。農家の皆さんの御苦勞に寄り添った県政であっていただきたいなと思います。

知事、ありがとうございます。

次に行きます。

農業には、様々な機能がありますが、一番の役割、社会的な意義というのは、やはり私たちの食を守っているということであります。

その農業ですが、農業の基盤は何かっていったら、それはやっぱり農地です。田んぼや畑ですね。

では、田んぼや畑が今どれくらいあるかということ、（パネルを示す）これ、耕地面積の推移になりますが、過去一番、田んぼや畑が耕されていたのが、昭和36年の約608万ヘクタールから、令和3年には約434万ヘクタールまで減少しました。60年間で約3割減少しています。

では、この田んぼや畑を誰が守っているかといったら、それは農家の皆さんです。農家の皆さんが、田んぼや畑を守っている。

では、その農家の皆さんが今どれくらいみえるのかということ、（パネルを示す）これは2005年からの比較になりますが、当時、約224万1000人みえた農家は、令和2年には、2020年には約136万3000人、60年間で約3割減っています。

では、なぜ農家の皆さんが減っているかということ、端的に言うと、それは農業がもうからないから。残念ながら、農家の皆さんの所得が低いということになります。

では、その所得ですけれども、民間給与実態統計調査によると、令和3年の日本の平均給与所得は443万円。これは平均の給与所得、平均です。中央値ではありません。では、対して、農業の所得はどうかということ、（パネルを示す）令和3年の農業経営統計調査によると、令和3年の農家の所得は、ここ、125万4000円ということで、やはりこの農家の所得は相対的に低いということになります。ただこの125万4000円の中には、ここに全農業と書いてあるように、この中にはいわゆる家族農家の皆さんの所得も、この125万4000円の中には含まれています。ということで、これをさらに絞り込んだのが、（パネルを示す）主業経営体の所得になります。ここでいう主業経営

体が何かというと、これは農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している農家がこの主業経営体になります。この主業経営体の令和3年の所得がここ、433万5000円。ですので、これだけを見ると、農家の所得はそれなりにあるのかなと思われるかもしれませんが、この433万5000円の中には、全ての農業経営体が含まれています。

どういうことかということ、この中には、お米だけを作っている農家の所得も入っているし、ハウスでトマトを作っておる農家の所得も入っているし、また養豚経営されている農家の所得も、この433万5000円の中には入っています。

ということで、さらにこれを分解して、（パネルを示す）経営類型別に見ていくと、（パネルを示す）例えば、このハウスで野菜を作っている農家の令和3年の所得は370万3000円、（パネルを示す）お花を作っている花農家の令和3年の所得が422万2000円、そして、（パネルを示す）養豚経営の農家の所得がここ、1356万4000円になります。かなり差があります。そして、問題なのが、（パネルを示す）この水田作経営の所得であります。令和3年、何とここです。僅か1万円。ただこの令和3年の1万円というのは、生産コストの高騰という特殊要因があるということではありますが、ただ、令和2年を見ただけでも17万9000円ですので、やはり、水田作経営の所得は低いということが分かります。

そしてまたこの点については、この三重食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画、（現物を示す）これは、三重県の農政の基本的な考え方であるとか、政策の方向性が示されたものでありますが、この中においても、経営類型別では、特に水田農業経営の農業所得が相対的に低くなっており、喫緊の課題とされています。

では、なぜ水田農業の所得を上げなくてはいけないかっていったら、それはやっぱりお米が大事だからです。我々が生きていく上では、まず穀物が必要です。お米は、これからもこの国において、国内において100%自給ができる可能性のある数少ない、唯一の穀物がお米です。だから、米をしっかり

と作っていくということが、私たちの食の安定的な確保にもつながるし、また、そのことが農業の持続性にもつながる。ただ、そのためにはお米を作っている農家の所得を上げていかななくてははいけません。

そこで、農家の所得の確保に向けた水田農業の生産振興について、農林水産部長に質問いたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農家の所得確保に向けた水田農業の生産振興への取組について、御答弁を申し上げます。

水田農業は、本県の農業産出額の2割余りを占める基幹的な農業であり、米、麦、大豆を中心に生産が行われております。

一方で、人口減少や食の多様化により、全国的に米の消費が減少していることから、県では、農家の所得確保や経営安定に向け、米の消費動向を踏まえた生産と、主食用米から麦、大豆などへの作付転換などを進めているところ です。

米の消費動向を踏まえた生産につきましては、品質の高い結びの神や外食事業者が求めるみりの郷など、需要が高まっている品種の作付を拡大することで、農家の所得向上を図っております。

また、米価の安定につながるよう、県やJA、卸売業者などで構成する三重県農業再生協議会におきまして、毎年、県産米の消費動向を踏まえ、生産量の目安を算定し、需要に応じた生産を農家に働きかけております。

主食用米から、麦、大豆などへの作付転換につきましては、米を生産した場合と同程度の所得が得られるよう、国の経営所得安定対策などを活用して、作付拡大を進めており、麦、大豆ともに、令和4年産は過去最大の作付面積となっております。

また、農家の所得向上を図るため、麦では、県内製粉事業者のニーズに応じた品種の安定生産や品質の向上、大豆では、収穫量の向上に向け、病害虫対策の徹底や、新品種の栽培実証などに取り組んでいるところです。

引き続き、関係者と連携しまして、需要に応じた米の生産、麦、大豆など

への作付転換などの取組を着実に進めることで、水田農業の生産振興を図り、農家の所得確保につなげてまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

今の答弁を勝手に、一方的に理解すると、お米が大事だよねというところは同じだと思います。そして、そのための生産振興にしっかりと取り組んでいただいていると。

ただ、米の需要が減っていく中で、今までと同じように米を作っていると、米の値段が下がって、農家の所得が下がるので、そうならんようにするために、生産調整をして、そのための転作支援を国がやっていて、三重県も基本的には同じ考え方だよというお答えかなと思います。

これがいわゆる需要に応じた生産というやつではありますが、そしてこの需要に応じた生産が農家の今の所得を確保するためのものであるということも理解していますし、また、農政って、その多くを国が決めているので、実は、三重県でできることって、実はあんまり多くないんだよねということも、今回のレクチャーの中でも理解いたしました。

ただ、農業に限らず、ほとんどの国内での市場が縮小していく中において、需要に合わせて生産をしていると、いずれ、国内でお米を作る人がいなくなるかもしれない。これはもちろん極論ではあります。

だから、目の前の需要に合わせて生産するのではなくて、需要そのものをどうつくっていくのかという考え方が、より必要かなと思っています。

そこで、米の需要の拡大についての取組について、御答弁いただきたいと思います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 米の需要拡大に向けた取組について御答弁を申し上げます。

県産米の振興を図るため、県、JAなどの集荷業者、卸売業者などで構成するみえの米ブランド化推進会議が中心となって、米の需要拡大、販売促進

に取り組んでおります。

これまでに、消費者が最も購入する機会の多い県内の量販店におけるイベントやキャンペーンの実施、また、首都圏や関西圏でのイベント出展における県産米のPRや販売促進に取り組んでまいりました。あわせて、令和4年度からは、新たに県産米のアンバサダーに就任いただいた県内22の宿泊・外食事業者によるお客様への県産米の提供やPR、また、みえ応援ポケモンのミジュマルを活用したPR動画による発信ですとか、結びの神とのコラボ商品の販売などにも取り組んでおまして、県産米を新規に取り扱う店舗や宿泊施設の増加につながっております。

今後も、みえの米ブランド化推進会議が中心となって、様々な販売チャンネルにおいて、県産米の需要拡大や販売促進に取り組んでまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

今、どれぐらいお米が食べられているかという、（パネルを示す）過去、日本人が一番お米を食べていたのが、昭和37年、1年間約118キログラム、お米を食べていた。約2俵ですね。2俵食べていたお米が、50年間で半減しています。2020年で1年間約50.8キログラム、だから我々、今、1俵は食べていません。

人口が減っていくということが、そもそもの課題ではありますが、米の需要を拡大していく上では、我々はもっと米を食べやなあかんと思います。

先日、食料自給総合対策調査特別委員会で、新潟県に米の消費拡大に向けての取組についての視察に行きました。そもそも、まだまだ米粉の認知度が低いであるとか、米粉って小麦粉に比べると、製粉のコストが非常にかかるということで、乗り越えるべきハードルはまだありますが、用途を広げて、国内での消費を拡大していくという面では、一つの取っかかりになるかなと思います。

そして、用途を広げて国内での消費を拡大していくという考え方と併せて、

日本のおいしい米を、海外に持っていくことはできないのか。米を輸出することによって、新たな需要をつくり出していく。こういった仕組み、しっかりとつくるべきやと思いますが、農林水産部長に再質問いたします。

○農林水産部長（中野敦子） 本県におけます米の輸出につきましては、現在、五つの市町で、企業やJAが主体となって農家と連携して進められておりまして、輸出用米の作付は増加傾向でございます。

県としましては、農家からの要望に応じて、国の水田活用の直接支払交付金などを活用して、輸出用米の生産に係る経費の一部を支援しているところです。

今後も引き続き、企業、JA、市町等と連携しながら、この輸出に取り組む農家を支援するというので、県産米の需要拡大につなげてまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

国内で米が売れやなくなったので、海外に持っていきやええやないかというのは、これ、誰もがすぐに考えることやと思いますけれども、ただ、お米をどれだけ作るかということについても、これは国の考え方によるところが大きくって、主要米の生産の目安であるとか、海外に持っていくお米、新市場開拓米に対する交付金の単価というのも、これ、国が決めているので、なかなか、県が頑張れば、めっちゃ頑張れば、物すごく三重県のお米が海外に行くかといったら、そういう仕組みにはなっていないよということについては理解いたします。

こういった中で、今は民間の取組が中心になっているわけでありましてけれども、ただ先日、新潟県に行ったときに伺った話では、新潟県の農家って、モンゴルにお米を輸出しているそうでありますが、今回、新潟県が、国の補助事業を使って、モンゴルにお米を輸出する上での効率的なルートの構築に向けた実施を始めたと同いました。大変な米どころではありますので、なかなかすぐには比較はできませんが、ただ、実は今週の月曜日に、桑名市・桑名郡、いなべ市・員弁郡の全ての県議会議員が、水土里ネットみえの意見交

の消費拡大という議論って、どうしても、農家がどう頑張るか、そして、それに行政がどう支援していくかという議論になりがちですが、ただこの話は、我々の食、命をどう守っていくかということで、やはり行政や農家や政治だけでなく、我々国民一人ひとりがしっかり自分事として考えていかなくてはいけないということを常日頃思っております。

そこで、この消費者の理解醸成に向けた取組について、県の見解をお伺いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 消費者の理解醸成に向けた取組について御答弁を申し上げます。

県では、地元の食材に触れ親しむことで、その背景にある農林漁業の営みに対する理解を深めることなどを目的に、平成12年度から地産地消運動に取り組んでおります。

これまでに、生産者や県内量販店など約1000事業者と連携して、地産地消を促進する、みえ地物一番の日キャンペーンを展開してまいりました。この結果、県内量販店では、県産品を販売する地物一番コーナーが常設され、県内企業の社員食堂や学校給食において県産食材の利用が拡大するなど、県民の皆さんの地産地消運動の理解につながる多くの取組が進められております。

令和5年度は、県産農林水産物の一層の消費拡大を図るため、県民参加型の県産食材を使ったレシピコンテストを開催し、家庭での利用促進を図っております。

また、観光・飲食の関係事業者と連携し、県内の飲食店や宿泊施設において、県産食材を活用したメニューの提供にも取り組んでいただいているところです。

今後も、地産地消のさらなる推進に向けて、関係者と連携した取組を進めてまいります。

また、SNSなど、様々な媒体を活用して、県産品を選ぶことが環境への配慮、地域農業の継続、将来にわたる食の供給につながるといったメッセー

ジと合わせるなど、県民の皆さんへの伝え方を工夫することで、県産農林水産物に対する理解がより一層広がるよう、取り組んでまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

私は、実は農業族議員になりたいと思っているので、これからもしっかりと、農家の皆さんの声を県政に届けてまいりたいと思います。

ちょっと時間がなくなってきましたので、すみません、次に行きます。

次に企業誘致について、雇用経済部長に質問します。

ここまで農業ってすごい大事だよねって話をしながら、今から企業誘致の質問をします。

この二つって、何か相反する関係のようなイメージがありますが、実はそうではなくて、農業の振興って、農家が物を作って終わりではなくて、農家の皆さんが作った米や麦を誰かが買って、それが農家の皆さんの所得につながって、それで農業が振興されます。だから、農業の振興のためには、農業以外の産業が要る。農業が元気であるためには、農業以外の産業が元気でいなくてはならない、そういう思いで質問をします。

今、人口が減っていく過程において、企業が立地されると、雇用が確保されて、人口が増えて、また、そのことが税収の確保にもつながるということで、多くの地方が今この企業誘致に大変力を入れております。というのも、実は企業側のニーズもあって、（パネルを示す）これはコロナ禍において、様々な地政学的なリスクが明らかとなって、サプライチェーンの見直しであるとか、国内回帰が進んだ結果であります。

ただ、課題もありまして、（パネルを示す）企業側のニーズに対して、用地の造成が追いついていません。用地のストックが、今、不足してきています。

企業が用地を取得する際は、コストとタイミングが大事だということで、企業が求めるタイミングで、タイムリーに用地を提供できるかが、企業誘致を進める上での勝負の分かれ目になります。

そこで、産業用地の確保についての県の取組を質問いたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 産業用地の確保について御答弁申し上げます。

産業用地の現状でございますが、新名神高速道路など道路網の整備が進み、北勢地域を中心に、県内への企業立地ニーズが高く、経済産業省が実施する工業立地動向調査におきましても、近年、立地面積の順位は全国上位で推移しておるところでございます。

こうした活発な需要に対応するため、民間事業者を中心に、この5年間で約50ヘクタールの新規分譲地の開発が行われましたが、県内の分譲可能な工業団地の面積は現在約30ヘクタールとなっております。

サプライチェーンの強靱化に向けて、国内に生産拠点を整備する製造業の動きが活発化する中、三重県といたしましても、県内への企業誘致を進めるには、産業地の確保は喫緊の課題であると考えておるところでございます。

このような認識の下、昨年度行いました新たな産業用地となり得る候補地の適地調査では、交通アクセスやインフラの状況、都市計画との整合性ととともに、市町との意見交換を踏まえ、63か所の候補地について、産業用地の可能性の検討を行いました。

この調査結果を活用し、市町や民間企業との情報交換を積極的に行い、民間の資金やノウハウも活用した整備手法の検討を進めるとともに、開発手続の円滑化に向けた支援を行うなどを通じて、新たな産業用地の開発に取り組んでおるところでございます。

また、新たな産業用地の開発には時間と経費を要しますので、市町と連携いたしまして、工場跡地等の未利用地の情報収集を行い、こうした用地も併せて、引き続き、産業用地の確保に努め県内への投資を促進し、地域経済の活性化、雇用の機会の創出につなげてまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

今回、調査をしていただいたということで、その調査結果、しっかりと県

内の市町と連携していただいて、また民間施行の造成、分譲の部分もござい
ますので、そういったところもしっかりと情報共有を図っていただきたい
と思います。

農業にとって農地が必要なように、企業の立地にはまず用地が必要でござ
いますので、どうぞよろしく願いいたします。

関連して質問いたします。

先ほど、用地が非常に大事だねというお話をさせていただきましたが、
企業は立地を検討する際、何を重視するかというと、（パネルを示す）上か
ら2番目、実はインフラの整備が充実しているかというところを重視してお
るということでもあります。

この場合のインフラの整備というのは、工場用水が十分に確保されている
かとか、道路になります。そこで、地元の桑名市の例を使ってちょっと説明
をいたします。（パネルを示す）桑名市は、平成16年に、旧桑名市と長島町、
多度町が合併して、今の桑名市になりました。人口約14万人です。

実は企業誘致に大変力を入れておりまして、多度町の南部エリアを産業誘
導ゾーンに設定して、今も民間施行の工業団地の造成、分譲が進んでおりま
すし、これまでも県の企業誘致推進課からは十分な御支援をいただいております。

非常にポテンシャルがあって、企業誘致をする上でのポテンシャルがあっ
て、桑名市って、電車に乗ると名古屋駅まで約20分でありますので、東京や
大阪へのアクセスが確保されていて、また、セントレアも近いので、海外へ
のアクセスも確保されています。さらに、高速道路のインターチェンジが市
内に五つもありますので、車でも、名古屋まで30分の圏内にあります。

そういった桑名市ですけれども、幾つか、企業誘致を進める上での課題が
ありまして、それが、この産業誘導ゾーンへのアクセスであります。ここに
行くには、二つの県道を通る必要があります。

どういうことかということ、例えば、東名阪自動車道の桑名インターチェン
ジを降りたトラックは、県道の四日市多度線を通ってここに行きます。また、

桑名東インターチェンジを降りたトラックは、国道258号を經由して、この産業誘導ゾーンに行くこととなりますが、この二つの県道とも、非常に幅が狭かったり、また線形不良区間があるということで、大型車の通行に支障を来しておりますし、また、両県道とも既存集落を通るということで、地元の負担も大変上がっております。

こういった中、これまでも、県土整備部には両県道の整備に最大限の御努力をいただいておりますところではございますけれども、実は、桑名市ではこれと併せて、企業誘致をする上のポテンシャルをより上げていくために、東名阪自動車道の大山田パーキングエリアのスマートインターチェンジ化を進めてまいりました。これにつきましても、県からの御支援もございまして、9月8日に国からの準備段階調査着手箇所にて採択されたところであります。

そして、このスマートインターチェンジの整備と併せて、今、桑名市では、この産業誘導ゾーンへのアクセスをより上げていくために、このスマートインターチェンジからの都市計画道路、ここに行く都市計画道路である桑名北部東員線の整備も一体化して進めておるところであります。

これが仮に完成すると、両事業とも、単に桑名市内の効果だけではなくて、桑名市に隣接する市や町が、今後、企業誘致をしていく上でも大変大きな効果が期待されておるところであります。

そこで、企業誘致を進める上でのインフラ整備について、特に広域的な道路を整備していく上での県の考え方を確認したいと思います。所属する行政部門別常任委員会の事項でございますけれども、確認だけさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○県土整備部長（若尾将徳） 桑名市北部の工業団地、こちらの物流のため、企業誘致のために道路インフラというのは非常に重要だということは認識しております。

そのため、議員がおっしゃったとおり、アクセスとなる県道四日市多度線と県道御衣野下野代線、こちらについて整備促進をしているところであります。まだ、今、用地取得の段階ですが、早期整備のため頑張っているところ

であります。

今、議員がおっしゃった大山田スマートインターチェンジ、桑名北部東員線、こちらもこの産業誘導ゾーンのために非常に重要なアクセス道路となりますが、こちら今、市が主体ということで事業を進めているところであります。

県としては、大山田スマートインターチェンジについても、その準備段階調査着手箇所への選定について支援してきましたところでありますし、桑名北部東員線についても桑名市の整備であります。国の予算を使ってやっていくことになりますので、そちらについての予算確保とか、あと、道路整備のための技術的な側面、そういったところの支援をしっかりとやって、早期整備につなげていきたいと考えております。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

これまでの両県道の整備と併せて、スマートインターチェンジの新規事業着手に向けて、また、桑名北部東員線についても、予算確保も含めて御支援いただけるということでありました。

これまでも十分、県土整備部からは御支援をいただいておりますけれども、今後も県内の市町が取り組む企業誘致を進める上でも、このインフラ整備に御支援をお願いいたします。

次に行きます。

次に、立地後の支援についてということで、この立地後の支援とはどういうことかということ、行政が企業誘致を進める上での支援というのは、立地前の支援と立地後の支援があります。

立地前の支援というのは、先ほどの用地の確保であるとか、また、補助金による支援、税制優遇による支援になりますけれども、こういったメニューというのは、全国の企業誘致に取り組むほとんどの自治体を用意しておいて、ここで勝負しようと思うと、どれだけ金を出せるかということになってくるので、実は、ここをしっかりとやりながら、移転後の支援を強化するとい

うことが、この三重県のポテンシャルを上げることにつながるのではないかと考えていて、実は企業側にもそのニーズがあります。

(パネルを示す) 一番上に来るのはもちろん、移転後の維持費用に関する補助金、税制優遇ということになります。次に高いのが、人材確保に対する支援であります。

今、地方における人材確保は大変課題でございますけれども、企業の立地を検討する際に、人材の確保という視点も選定の基準になるということで、県の移転後のサービス、特に、どのようにこの人材確保に対する支援に取り組んでいるのか、質問いたします。

[小見山幸弘雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長(小見山幸弘) 進出する企業に対する立地後の支援についてでございますが、県内への立地を決定した進出企業に対しましては、工場等の建設に係る開発や建築、環境保全に係る行政手続をワンストップで行うサービスを行うとともに、人材確保の取組も行っておるところでございます。

特に人材確保につきましては、高校の進路指導部署への訪問の同行とか、ハローワークや就職相談会の情報提供を行っておるところでございます。

御案内のありました、特に事業拡大についての部分、これも立地後のところ、非常に大事なところでございますので、県の補助制度におきましては継続した投資を積み上げるマイレージ制度の適用や、国の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の減税制度の活用を勧めるなど、市町、関係機関と連携しながら、取組についてしっかり進めておるところでございます。

[5番 辻内裕也議員登壇]

○5番(辻内裕也) ありがとうございます。すみません、本当に時間がありませんので、次に行きたいと思います。

次に、警察本部長に質問いたします。

地方においての人材の確保の課題については、今、雇用経済部長からも説明がございましたが、実は警察官の採用試験の競争倍率も低下しております。

三重県警の場合でいうと、平成20年以降、受験者数のピークは平成23年度の1004人になりましたが、これが昨年には433人、そして、7.0倍であった競争倍率も4.0倍まで低下しております。ただこれは三重県警だけではなく、全国の全ての警察が基本的には同じ傾向であります。これはそもそも少子化であるとか、民間企業の雇用の情勢の回復といった外部的な要因によるものであると思います。

今回、私、警察活動を支える基盤の強化と書かせていただいたのは、警察の一番の基盤は、やっぱり警察官です。ですから、警察官の安定的な確保が治安の維持にもつながると思います。

そこで、警察官の安定的な人材の確保に向けて、採用募集活動をどのように強化していくのかということについて質問いたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 警察官採用試験の受験者数は減少しており、採用情勢は厳しい情勢ですが、現時点では、三重県警察が必要とする人材・人員とも確保できております。

また、採用した者には、警察学校での教養を受けさせた上で、現場に配置しており、治安への影響は出ていないと考えております。

三重県警察では、就職適齢人口の減少等を受け、平成30年度からは身長、体重について一定の身体基準を設けていたのを撤廃しているほか、令和2年度からは、受験資格の年齢の上限を32歳から35歳に引き上げるなど、社会情勢に応じて、試験制度の改善を行っております。

引き続き、従来から行っている就職説明会はもとより、SNSを活用した広報をはじめ、インターンシップやオープンキャンパスといった体験型のイベントを開催するなど、採用に向けた各種活動を積極的に行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。

ここで、パネルを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）大手科

学メーカーのクラレが、子どもが将来どういった仕事に就きたいかといったアンケートがあります。子ども4000人を対象としたアンケートであります、1番はケーキ屋で、このケーキ屋、パン屋に次いで来るのが、警察官です。

では、これを、さらに男の子に限って見ると、（パネルを示す）実は、警察官は1位、昨年も2位、10年前も2位、だからやっぱり男の子のお巡りさん人気というのは大変高いものがあります。

しかし、（パネルを示す）将来お巡りさんになりたいよって答えた子どもたちの親に、その子どもに将来どういった仕事に就かせたいかと聞いてみると、20年前から、1位は公務員、公務員、公務員、公務員になります。公務員はええんですけども、警察官も公務員なので、この中に入っているのかなと思ったら、6番目にランクインしておるものの、公務員とはかなり差があって、実はこの差がかなりあるのかなと思っております。

大人になると、情報が増えてますが、警察官と接する機会ってそんなに多くありません。道を聞いたり、免許の更新であるとか、残念ながら、交通違反を犯したときとか、そういう場面に限られていて、警察官に対するイメージって、どうしてもテレビドラマなんかの影響があって、強くて、場合によっては危険な現場があるとか、当直があって勤務形態が非常に厳しいとか、そうしたイメージになってしまいます。

当然、そういったところでも、自分は警察官になるんだという強い心を持っておることが前提ではありますが、とはいえ、やっぱり若い子らに選んでもらえるような職場であることは必要だと思います。

そこで、若い世代に選んでいただけるような職場環境をどのように整備していくのか、質問いたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 働き方が多様化する中、職場環境を改善し、働きやすい職場環境を形成することは、優秀な人材を確保する上で非常に重要であると考えております。

三重県警察においては、令和2年4月に三重県警察における次世代育成支

援と女性活躍推進のための取組計画を策定し、休暇取得の促進や時間外勤務の縮減、仕事と子育て、介護の両立等をはじめ、働き方改革を推進しているほか、女性の採用、登用を拡大し、育児休業復帰サポート研修会や、女性職員のキャリアアップ研修会を開催するなど、女性活躍推進にも力を入れております。

また、男性職員が、育児休業や育児参加のための休暇を取得しやすい、子育てに理解のある職場風土の形成にも力を入れており、取得率は年々増加しております。

今後も、三重県警察が優秀な人材から選ばれる組織であり続け、全ての職員がその個性と能力を最大限に発揮して活躍できるよう、働きやすい職場環境の形成に取り組むとともに、このような施策について採用募集活動時にも積極的に広報をしてまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） 本部長、ありがとうございます。ぜひ、子どもも大人も懂れる、かつこいいお巡りさんをたくさんつくっていただきたいと思っております。

最後、残り1分です。

これも県内の多くの地域で課題となっております民生委員の確保の取組について質問いたします。

この課題については、昨年9月定例会議においても、三谷議員が民生委員の確保に向けては、待遇改善を含めて、しっかりと取り組んでいくべきであるという指摘をされておりますが、その後の取組、現在までの取組について確認したいと思います。

○副議長（杉本熊野） 答弁は簡潔に願います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 県内では4000名を超える民生委員・児童委員の方に地域で活躍してもらっていますが、言われるように年々、人員確保が難しくなっています。

県では、これまでもオンラインで簡単に活動報告ができるような負担軽減の仕組みとかを取り入れてきました。

また本年度は、県内の民生委員制度ができて100周年ということで、大学生にインターンシップで活動に参加してもらって、若者目線も取り入れた分かりやすい活動のパンフレットを作ったりとか、退職者向けに、地域で活躍する、そういう民生委員のことを知ってもらおうパンフレットの準備を今、進めています。

民生委員については、国のほうでも担い手確保の新しい補助制度も、来年度つくられると聞いていますので、そういったものも活用しながら、市町とともに民生委員の負担軽減、また担い手確保にしっかり取り組んでまいります。

〔5番 辻内裕也議員登壇〕

○5番（辻内裕也） ありがとうございます。次回はもう少しゆっくりしゃべりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

倉本崇弘議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 10分間お付き合いいただきたいと思います。

倉本議員の公共交通の維持についてということで、伊勢鉄道とJR関西本線に関して関連質問をさせていただきたいと思います。

まず、伊勢鉄道なんですけれども、四日市市の河原田と津市を結ぶ22.3キロメートルの路線でして、1987年3月に国鉄伊勢線を転換し、県や鈴鹿市、津市、民間企業などが出資する第三セクターとして現在に至っています。

まず伺いますが、県は近年、伊勢鉄道に対してどのような補助や出資を行い、公的関与をしているのか伺います。

次に、国鉄伊勢線の末期は、何と、今では考えられないんですけれども、1日の7便の普通列車のみと特急の南紀が4便通過するという路線でした。

1985年の輸送密度は1362人ということで、当時、国鉄が赤字路線と位置づけられていたのは4000人未満ということでした。

伊勢鉄道になって以降なんですけれども、快速みえや複線化、新型車両が導入され、利便性を高めて、1日当たりの輸送密度は式年遷宮の2013年には4041人と過去最高になり、コロナ禍以前は優に3000人を超えているというような状況でした。全国的に、第三セクターの鉄道というのは大変苦戦をしている中で、この伊勢鉄道というのは非常に珍しい存在と言えます。

ここで伺いたいんですけれども、疑問に思うのは、伊勢鉄道に移行せざるを得なかった当時の経営環境が、現在では大きく変化しているということ、つまり国鉄伊勢線が廃止されたような当時の理由が、今ではもうなくなっているということだと思います。

そこで、県に伺いたいんですけれども、県が関与しなければならなかった1980年代と現状の伊勢鉄道の環境の変化をどのように認識しているでしょうか。伊勢鉄道とJR東海との経営統合を目指して一体的な路線の活用をしたほうが、その路線のポテンシャルを生かすことができると考えますが、認識を伺いたいと思います。

○知事（一見勝之） 関連質問でございますので、詳細なデータを持ち合わせておりませんことをお許しいただきたいと思います。

前職で鉄道行政にも携わっておりましたので、そのときの記憶に基づいてお答えも申し上げますが、若干あやふやな部分がありますことをお許しいただきたいと思います。

伊勢鉄道でございますけれども、これは昭和61年の国鉄の分割民営化の前に、特定交通線ということで、経営が難しい路線ということで国鉄から切離しをされたものでありまして、地方がその運営を担うということであれば、運営を継続するということが許されたものと承知しております。

その後でありますけれども、伊勢鉄道については、周辺に学校もあること、それから住宅が張りついてきたことによりまして、議員御指摘の第三セクターと言われる地方鉄道の中では、たしか上位3位ぐらいに入る収支率を

誇っているのは事実であります。

しかしながら、この構造物につきましては、国鉄時代に鉄建公団方式で建造しておりますので、かなりの重厚な構造物でございまして、この減価償却はかなりの部分に及びます。したがって、これにつきましてＪＲ東海が経営するというのを、がえんじるかどうかというのは、なかなか難しいところでございます。

今、ＪＲグループにつきましては、東海に限らずでありますけれども、基本的には、輸送量が減ってきているところから、在来線については、原則切離しという方向で考えていかざるを得ないような経営状態になっているということをおっしゃっておられるわけでございます。

それに対して、我々は、需要喚起もし、引き続きＪＲで経営をしてもらいたい。例えば関西本線はそんな話をしているわけでございます。

なかなか難しいところがあるかとは考えておるところでございまして、特に、ＪＲ東海につきましては、在来線について、社長もお変わりになられたので、考え方は変わられるとは思いますが、従来から、かなり厳しい対応をさせていただいているのは事実でございます。そういったことも踏まえて、私どもも対応していかなくやいけないとは思っています。

今回、関西本線については、後ほども、場合によっては私どももお話をさせていただく、御答弁させていただくことになるかもしれませんが、ＪＲ東海の協力も仰ぎながら、様々なことを対応していきたいと思っておりますので、こちらもちょうどというのはなかなか難しいんじゃないかなと考えているところを御理解いただければと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 非常に流暢な官僚答弁をいただいて満足なんですけど、政治家、一見知事に伺っている。そういう過去の経験も生かして、やっぱりＪＲ東海と真摯に話し合っていたらいいと思うんです。メリットとか課題とか、どういうところがあるかという、これ、しっかり分析をしていただきたいんです。

例えば、名松線だってもうこれは無理かって言われていましたけれども、政治家の皆さんや行政が頑張って維持して、JR東海の中では廃止議論という、輸送密度を言ったら比べ物にならないくらい厳しいですけども、運行していると。そうなれば、公的関与をしていく理由が、補助金を出したり出資をしていったりという理由が、僕はなくなっていると思うんですけども、政治家として、かつての華々しい経験も十分生かされて、交渉していただきたいと思いますが、知事、いかがでしょう。

○知事（一見勝之） 話し合いをすることについては、やぶさかではありませんけれども、名松線についても、なぜJR東海が維持しているのかという内実については私も聞いておまして、なかなか厳しい現状であるのは事実でございます。

伊勢鉄道については、さらに厳しい状況に、厳しい状況というのはJR東海が対応する、JR東海が経営統合をするということについてでございますけれども、そこは、そのように考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 伊勢鉄道については決して不採算路線ではなく、もっと一体的なサービスを展開したほうが、三重県を訪れる方であったり、県民であったり、効果が上がると思っていますし、そこに公的関与をする必要というのは、僕は非常に疑問を感じていますので、ぜひ、課題を洗い出していきたいと、この問題について。いかがですか。

○知事（一見勝之） 収支がよくなっているというのは、上下分離を前提にしたお話になっていると思います。今、コロナ禍の中でかなり収支が悪化しているのも事実ですし、これが完璧に戻るかどうかというのは、なかなか分かりにくいところでございます。

いずれにしても、様々なことを検討していくのは必要であるとは思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 部長、何かまた課題を洗い出すみたいなのを言ってい

たように思うんですけれども、またよろしく願いいたします。

J R 関西本線の名古屋から奈良の実証運行の取組、どういうふうに取り組むかということをお伺いいたします。

昨日、寝ようと思っていたら、インターネットのニュース、中日新聞が配信して、興奮して寝られなくて、今日も朝4時半ぐらいに起きてしまって、今日関西本線で来てしまいましたと言うとおかしいですね。利用させていただきました。

どういうふうに取り組むか、聞かせていただきたいと思います。

○地域連携・交通部長（清水英彦） 関西本線の実証運行についてお尋ねがございました。

昨日、報道にもありましたように、知事、亀山市長、伊賀市長、J R 西日本の阪奈支社長に御出席いただきまして、関西本線活性化利用促進三重県会議を開催しまして、これまでの取組の報告と今後の取組について活発に御議論をいただきました。

その中で、大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行を令和6年度に実施できるよう、関係者間で検討を進めていくということで合意がなされました。

現在、検討を、まだ本当に開始した段階であり、この実証運行が確定したというわけではないんですけれども、私どもとしましては、この実証運行の実現に向けて、課題としまして、例えば車両の確保、また、運行の安全管理、こういった解決すべき課題がございますので、こういったものの解決を、関係者間の調整を鋭意進めていきたいと考えております。

また、会議の場では実証運行が実現できた場合には、沿線地域における観光客の受入態勢の準備が重要でありますとか、事前の周知やPRが重要であると、こういった御意見も出されたところでございますので、実証運行が関西本線の利便性の向上等に効果的になるよう、あわせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） では、大いに期待していますので、その辺知事の経験も生かして頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

議 案 の 上 程

○副議長（杉本熊野） 日程第2、議案第83号及び議案第84号を一括して議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（杉本熊野） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算2件について、概要を説明いたします。

議案第83号の補正予算は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援や、県民の安全・安心を確保するための防災・減災、県土の強靱化の推進などに取り組むための経費として、一般会計で254億8945万円を増額するものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で39億円を増額するなど、合わせて123億4716万6000円を増額しています。地方交付税について、追加交付された19億4689万円を増額しています。繰入金について、財政調整基金で16億6370万7000円を減額しています。

歳出の主なものとして、物価高騰対策として、省エネ性能の高い家電製品の購入者に対してキャッシュレスポイント等を交付する経費として5億5885万3000円を、L Pガス料金の高騰分の一部を支援する経費として16億5000万円を、医療機関等に対して食材費や電気料金等の高騰分の一部を支援する経費として8億5444万9000円を、中小企業等に対して、工業用L Pガスの高騰分の一部を支援する経費として1億6665万4000円を、中小企業等に対して特

別高圧電力料金の高騰分の一部を支援する経費として1億8967万1000円を、交通事業者に対して燃料費高騰分の一部や安定的な運行体制の確保に向けた支援として1億9222万5000円を、畜産農家に対して飼料価格の高騰分の一部を支援する経費として4億1715万5000円を計上しています。

また、令和6年度当初予算を前倒しして国の補正予算を活用し、防災・減災、県土の強靱化のための対策等を推進する経費として214億920万3000円を計上しています。

そのほか、年度内に取り組むべき課題への対応として、学校外での多様な学びの場を提供するフリースクール等の教育活動状況等の実態について調査する経費として450万円を計上しています。

企業会計では、流域下水道事業会計で、国の補正予算を活用して、施設の地震対策や老朽化対策を推進する経費として2億7500万円を計上しています。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（杉本熊野） 以上で提出者の説明を終わります。

会 議 時 間 の 延 長

○副議長（杉本熊野） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉本熊野） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○副議長（杉本熊野） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後 4 時 55 分開議

開 議

- 議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第83号及び議案第84号の審議を継続いたします。
本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

- 議長（中森博文） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、12月6日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中森博文） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
83	令和5年度三重県一般会計補正予算（第7号）
84	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

決 議 案 審 議

- 議長（中森博文） 日程第3、決議案第1号北朝鮮による弾道ミサイル発射等に抗議する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明12月1日から3日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明12月1日から3日までは休会とすることに決定いたしました。

12月4日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中森博文） 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時57分散会